

地域づくりへの支援制度

(令和5年度版)

富国^{とく}有徳^{ゆうとく}の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture

静岡県経営管理部地域振興局地域振興課

目次

第1 市町主体の地域づくりへの支援

1 イベント開催、調査事業等の実施

(1) (公財) 静岡縣市町村振興協会関連

① 市町フレンドシップ推進事業（調査研究等事業）	11
② 地域づくり推進助成事業	15
③ 地域協働促進助成事業	16
④ 地域コミュニティ活性化助成事業	17
⑤ 多文化共生推進助成事業	18

(2) (一財) 自治総合センター関連

① 宝くじスポーツフェア	19
コミュニティ助成事業	
② 地域づくり助成事業：ア共生の地域づくり助成事業	22
③ 地域づくり助成事業：イ活力ある地域づくり助成事業	24
④ 青少年健全育成事業	27
⑤ シンポジウム助成事業	29

(3) (一財) 地域総合整備財団（ふるさと財団）関連

① 地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）	31
② ふるさとものづくり支援事業	35
③ まちなか再生支援事業	37
④ 地域イノベーション連携モデル事業	38

(4) (一財) 地域活性化センター関連

① 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	39
------------------------	----

2 施設・備品の整備

(1) 県関連

① コミュニティ施設整備事業	41
----------------	----

(2) (公財) 静岡縣市町村振興協会関連

① コミュニティ施設改修助成事業	43
② 公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・ 新エネルギー機器導入助成事業	44

(3) (一財) 自治総合センター関連

① コミュニティ助成事業 （一般コミュニティ・コミュニティセンター）	45
---------------------------------------	----

3 研修会開催、アドバイザーの招へい

(1) 地域づくり団体全国協議会関連

- ① 地域づくり団体活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

(2) 県及び（公財）静岡県市町村振興協会関連

- ① 地域づくりアドバイザー派遣制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
② 地域防災人材バンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
③ 県政出前講座制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
④ 静岡県景観形成推進アドバイザー制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

(3) （一財）地域活性化センター関連

- ① 地方創生アドバイザー事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

(4) （一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）関連

- ① 地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）・・・・・・ 63
② 地域再生マネージャー事業（ふるさと再生事業）・・・・・・・・・・・・ 64
③ 公民連携アドバイザー派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第2 特定の地域向け支援（過疎地域等）

1 国関連

- (1) 過疎地域の持続的発展のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
(2) 過疎地域持続的発展支援交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
(3) 辺地の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

2 起債関連

- (1) 辺地対策事業債及び過疎対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
(2) 地域活性化事業債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

第3 まち・ひと・しごと創生

1 国関連

- (1) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生関係交付金含む）・・・・ 75
(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
(3) **【注目！】ローカルスタートアップ支援制度
及びローカル10,000プロジェクト**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
(4) 地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）・・・・・・・・・・・・・・ 83
(5) 構造改革特区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

2 (公財) 地域社会振興財団関連

- (1) 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業
(地域イベント助成事業及び公共スポーツ施設等活性化助成事業移管) 89

第4 移住・定住に向けた支援

1 国関連

- (1) 地域おこし協力隊 90
- (2) 地域プロジェクトマネージャー 92
- (3) 集落支援員制度 93
- (4) 特定地域づくり事業協同組合制度 94

2 (一財) 地域活性化センター関連

- (1) 移住・定住・交流推進支援事業 95

第5 地域団体などへの活動支援

1 静岡県コミュニティづくり推進協議会関連

- (1) コミュニティ活動集団育成事業 96

2 (福) 静岡県社会福祉協議会関連

- (1) ボランティア育成・活動推進助成 97

第6 ICTを活用した地域活性化

1 国関連

- (1) 無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業) 99
- (2) 無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業) 100
- (3) 地域デジタル基盤活用推進事業 102

2 県関連

- (1) ◎静岡県ICTエキスパート派遣事業 103
- (2) ふじのくにデジタルサポーター育成事業 104

支援制度の概要

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第1 市町主体の地域づくりへの支援	市町フレンドシップ推進事業 (調査研究等事業) ※政令指定都市除く	(公財)静岡県市町村振興協会	○		広域的な課題についての調査・研究に関する事業で、課題の解決に向けて十分な効果が期待できる事業	単独の市町(除指定都市)	単独の市町(除指定都市)	2/3以内 補助限度額30,000千円 (単独市町が実施する広域調査研究事業は10,000千円以内) 補助期間3年	前年度11月頃	11
			○		事務の共同化を新たに行う事業又はさらに推進する事業で、事務の効率化や住民サービスの一層の向上が期待できる事業	①広域連合、一部事務組合、複数市町で構成する協議会等 ②複数市町と民間団体で構成する協議会等 ③地域づくり団体	①広域連合、一部事務組合、複数市町で構成する協議会等 ②複数の市町と民間団体で構成する協議会等 ③地域づくり団体に助成する複数の市町			
			○		市町職員グループが実施する広域行政又は地域づくりの推進のための調査・研究に関する事業	広域職員グループ	広域職員グループ			
	地域づくり推進助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		地域資源を活かした特色ある地域づくりに取り組む事業に対して助成 ①地域の文化や芸術等の地域資源を活用し、国内外の他地域との交流及び定住人口の拡大を図るための事業 ②県内市町の多彩な魅力をアピールすることで、国内の観光振興やインバウンド拡大を促進するための事業 ③地域の活性化を目的として行う、広報やイベント等の事業 ④市町の直面する課題の解決を図るため、海外の事情を調査研究する事業 ⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び大会開催後のレガシー創出に関連して地域振興の増進を図るための事業	市町(除指定都市)、複数の市町、広域団体	市町(除指定都市)、複数の市町、広域団体	10/10以内 1市町1年度あたり4,500千円を限度	随時	15
	地域協働促進助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		「新しい公共」を担う活動主体を育成し、行政と多様な活動主体との協働によるまちづくり、地域づくりの推進を支援するための事業に対して助成	市町(除指定都市) 地域団体	市町(除指定都市)	2/3以内 1市町1年度あたり3,000千円を限度	随時	16
地域コミュニティ活性化助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		活発なまちづくりを推進することを目的に、快適な暮らしの実現や暮らしの中から生じる課題に対し、住民主体でその解決に取り組む地域コミュニティ団体の活動に対する補助を行う市町を支援	コミュニティ団体 (NPO法人を含む)	市町(除指定都市)	2/3以内 1市町1年度あたり2,000千円を限度	随時	17	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁		
			ソフト	ハード								
第1 市町主体の地域づくりへの支援	1 イベント開催、調査事業等の実施	多文化共生推進助成事業		○		国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる地域社会づくりを支援するため、多文化共生推進事業を実施する市町（政令指定都市を除く。）及び当該事業を実施する地域団体等を補助する市町に対し助成	市町(除指定都市) 地域団体等	市町(除指定都市)	1/3以内 1市町1年度あたり 1,000千円を限度	随時	18	
		宝くじスポーツフェア		○		①ドリーム・ベースボール ②はつらつママさんバレーボール ③ドリーム・サッカー	市町(除指定都市)、 県、(一財)自治総合センター	市町(除指定都市)、 県	(一財)自治総合センターが負担 ※一部経費は開催地負担	前年度8月	19	
		コミュニティ助成事業	ア共生の地域づくり助成事業		○	○	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、すべての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備整備又はソフト事業に対して助成	市町(除指定都市)	市町(除指定都市)	対象経費の100%以内限度額10,000千円 (ソフト事業の場合は5,000千円)	前年度8月	22
			地域づくり助成事業	イ活力ある地域づくり助成事業	○		地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業に対して助成	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	10/10以内 2,000千円を限度	前年度8月	24
				広域連携推進助成事業	○		複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	10/10以内 2,000千円を限度		
			青少年健全育成事業		○		青少年の健全育成に資するために行われる親子が共に参加する活動やイベント等に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	10/10以内 300千円～1,000千円を限度	前年度8月	27
			シンポジウム助成事業		○		活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るため実施するシンポジウム等への助成	市町、県	市町、県	1事業につき 3,000千円を限度	前年度8月	29

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁	
			ソフト	ハード							
第1 市町主体の地域づくりへの支援	1 イベント開催、調査事業等の実施	地域総合整備資金貸付制度 (ふるさと融資)		○	市町又は県が財団の支援の下に、地域振興に資する民間事業に対して、地域総合整備資金(無利子)の貸付を行い、魅力あるふるさとづくりを推進	民間事業者	民間事業者	貸付対象費用から補助金を控除した額の35%を上限(過疎地等は45%を上限) ・貸付の財源として地域総合整備資金貸付事業債を起債(充当率100%) ・利子負担相当額の75%を交付税措置	随時	31	
		ふるさとものづくり支援事業		○	○	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が支援を行う場合に、ふるさと財団が当該市町に対し補助金を交付	市町	市町(除指定都市) (企業等には市町からの補助金となる)	2/3以内(過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯においては、9/10以内) 補助上限額 ・Aタイプ:10,000千円 ・Bタイプ:5,000千円 ・Cタイプ:1,000千円 ・Dタイプ:2,000千円	前年度 10月上旬～ 12月上旬	35
		まちなか再生支援事業		○		まちなか再生に取り組む市町に対して具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成	市町(除指定都市)	市町(除指定都市)	2/3以内 7,000千円以内	前年度 11月～12月	37
		地域イノベーション連携モデル事業		○		Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町によるケーススタディに対して支援	市町(除指定都市) 複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体及び共同する全ての団体	市町(除指定都市) 複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表するは代表団体	2/3以内 8,000千円以内	前年度12月頃	38
		地方創生に向けて “がんばる地域”応援事業		○	○	「地方創生」に向けて、市町または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して助成 ア 地方創生人材育成伴走型支援事業 イ 地域経済循環分析事業 ウ 一般事業	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、協議会、地域団体等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、協議会	10/10以内 ア 上限1,500千円 イ 上限2,000千円 ウ 上限1,500千円	前年度11月下旬	39

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第1 市町主体の地域づくりへの支援	2 施設・備品の整備	コミュニティ施設整備事業	静岡県	○	コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ施設の整備又はコミュニティ組織が行う地区集会施設の整備に対する補助を行う市町を支援	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	1/3以内又は市町補助額の1/2以内 4,000千円を限度	前年度3月	41
		コミュニティ施設改修助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○	コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ組織が行う地区集会施設のUD化又は耐震化整備に対する補助を行う市町を支援	コミュニティ組織	市町(除指定都市)	1/3以内又は市町補助額の1/2以内 1市町1年度あたり 2,100千円を限度 オンライン環境の整備については2,100千円のうち200千円を限度	随時	43
		公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する市町(除指定都市)及び公共施設等への省エネルギー機器並びに新エネルギー機器を導入する市町に対し助成	市町(除指定都市) 一部事務組合	市町(除指定都市) 一部事務組合	10/10以内 4,400千円を限度	随時	44
		コミュニティ一般コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センター	○	コミュニティ活動に直接必要な設備整備に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	10/10以内 1,000千円～2,500千円を限度	前年度8月	45
	コミュニティコミュニティセンター助成事業	(一財)自治総合センター	○	住民の行う自主的なコミュニティ活動の推進のために、必要な集会施設の建設整備に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	3/5以内 15,000千円を限度	前年度8月		
	3 研修会開催、アドバイザーの招へい	地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体全国協議会	○	地域づくり団体が行う地域づくりを目的とした研修を支援するため講師謝金等を助成	全国協議会に登録している地域づくり団体のうち(一財)地域活性化センターの賛助会員	全国協議会に登録している地域づくり団体のうち(一財)地域活性化センターの賛助会員	謝礼100千円限度 旅費100千円限度 1事業につき150千円を限度	前年度3月～ 当年度12月	47
		地域づくりアドバイザー派遣制度	静岡県、(公財)静岡県市町村振興協会 静岡県	○	市町等が行う自主的・主体的な地域づくりに対する支援として、各分野の専門家等の紹介を行い、派遣経費を助成	市町(指定都市は県補助のみ) しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体	市町(指定都市は県補助のみ) しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体	〈県補助額〉 報償費相当額の1/2(上限30千円) 〈協会補助額〉 報償費相当額のうち、県補助額を除いた額(上限100千円) 報償費相当額の1/2(上限30千円)	随時	51

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁		
			ソフト	ハード								
第1 市町主体の地域づくりへの支援	3 研修会開催、アドバイザーの招へい	地域防災人材バンク	静岡県	○		地域や職場での防災活動に指導者やアドバイザー等として協力・貢献できる「ふじのくに防災士」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の名簿を公開し、自主防等の依頼により派遣	自主防・事業所等	—	—	随時	56	
		県政出前講座制度	静岡県	○		県が取り組む事業や施策について、県の担当者が地域や県施設等において、担当者ならではの情報や知識を県民へ説明	学校、事業所等	—	—	随時	57	
		静岡県景観形成推進アドバイザー制度	静岡県	○		市町等が行うまちづくりを、景観形成の視点から支援するため、景観・まちづくり等の専門家の紹介を行い、派遣経費を助成	市町(除指定都市) 景観形成活動団体(除指定都市)	市町	全額助成 アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)	随時	59	
		地方創生アドバイザー事業	(一財)地域活性化センター	○		地域社会の活性化を図ることを目的として、適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する、自主的・主体的・継続的な地域づくり活動に対する支援	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	全額助成 謝金 100千円を上限 交通費 実費 宿泊 実費 1人1泊につき、13.3千円を上限 計 200千円を上限	前年度 11月～1月	62	
		地域再生マネージャー事業	外部専門家短期派遣事業	(一財)地域総合整備財団	○		地域再生に取り組もうとする市町に対し、財団から知識やノウハウを有する外部専門家を派遣し、現地調査、必要な助言・協働等を行うことにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域作りを支援	①市町(除指定都市) ②複数の市町	外部専門家	全額助成 外部人材派遣費用(旅費・謝金)	随時	63
			ふるさと再生事業	(一財)地域総合整備財団	○		地域再生に取り組む市町が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合、その費用の一部を助成することにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域作りを支援	①市町(除指定都市) ②複数の市町(広域連合等地方自治法に基づく団体)	①市町(除指定都市) ②複数の市町(広域連合等地方自治法に基づく団体)	2/3以内 ①7,000千円以内 ②10,000千円以内	前年度 11月～12月	64
		公民連携アドバイザー派遣事業	(一財)地域総合整備財団	○		公民連携手法による公共施設等の整備、維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、専門家又は(一財)地域総合整備財団職員等を派遣	市町	市町	全額助成 アドバイザー等の派遣に要する経費(謝金・旅費)	前年度 12月～1月	65	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第2 特定の地域向け支援（過疎地域等）	過疎地域持続的発展支援交付金	総務省	○		ICT等技術活用事業で目的が①～⑥のいずれかのもの及び人材育成事業 ①産業振興（スモールビジネス振興） ②生活の安心・安全確保対策 ③集落の維持・活性化対策 ④移住・交流・若者の定住促進、田園帰帰の促進 ⑤地域文化伝承対策 ⑥環境貢献施策の推進	県市町（過疎市町）	県市町（過疎市町）	交付限度額 定額20,000千円	前年度 3月頃	67
				○	廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して交付	市町（過疎市町）	市町（過疎市町）	1/3以内 交付限度額60,000千円	前年度 3月頃	68
				○	○	過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏におけるモデル的な取組に要する経費に対して交付	地域運営組織等	市町（過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、辺地等の地域を有する市町）	交付限度額 定額15,000千円（原則）	前年度 3月頃
	集落活性化推進事業費補助金	国土交通省		○	地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、既存の施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備等に補助を行い、「小さな拠点」の形成を推進	市町、NPO法人等（間接補助）	市町、NPO法人等（間接補助）	市町：1/2以内 NPO法人等（間接補助）：1/3以内	例年12月頃	70
	辺地対策事業債及び過疎対策事業債	総務省		○	辺地と他地域との生活水準の格差を是正するために辺地総合整備計画に基づいて行う事業の実施に当たり、市町村が必要とする経費については辺地対策事業債が充当可能	市町	—	・充当率原則として100% ・元利償還金の80%が基準財政需要額に算入	起債申請 5月	72
				○	○	過疎地域の持続的発展を図るために過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の実施に当たり、市町村が必要とする経費については過疎対策事業債が充当可能	市町	—	・充当率原則として100% ・元利償還金の70%が基準財政需要額に算入	
	地域活性化事業債	総務省			○	以下の対象事業について市町の取組を支援 ①地域経済循環の創造 ②人材力の活性化 ③地域の歴史文化資産の活用 ④一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 ⑤連携中枢都市圏構想の推進 ⑥定住自立圏構想の推進 ⑦合併の円滑化	市町	—	・令和4年度からの継続事業及び令和5年度新規事業は、充当率90% ・元利償還経費30%が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入	当初協議：4月 二次協議：11月

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名		所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁	
				ソフト	ハード							
第3 まち・ひと・しごと創生	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル実装タイプ	内閣府	○	○	デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を国が交付金により支援	市町、県	市町、県	交付上限 TYPE1 1億円(補助率1/2) TYPE2 2億円(補助率1/2) TYPE3 6億円(補助率2/3) マイナー 3億円(補助率10/10)	前年度2月	75	
		デジタル実装タイプ							地方創生テレワークタイプ	補助率 高水準タイプ:3/4 標準タイプ:1/2 交付上限 ①サテライトオフィス等整備事業 ハード:最大9,000万円/施設 ソフト:最大1,200万円/団体 ②サテライトオフィス等開設支援事業 同上 ③サテライト等活用促進事業 最大1,200万円/団体 ④進出支援事業 最大100万円/社 ⑤企業定着・地域活性化支援事業 最大3,000万円/事業	前年度1月	76
		地方創生推進タイプ	法第5条第4項第1号イに規定する事業(旧地方創生推進交付金分)	内閣府	○	○	・地方版総合戦略の本格的な推進に向け、自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援 ・地域再生計画(5か年度以内の複数年度の事業も可)の認定を受けた事業に対して交付	市町、県	市町、県	1/2 ※上限(1事業あたり) 中核中核都市 ・先駆タイプ:2.5億円 ・横展開タイプ:8,500万円 ・Society5.0タイプ:3億円 その他の市町 ・先駆タイプ:2億円 ・横展開タイプ:7,000万円 ・Society5.0タイプ:3億円 ※中核中核都市:5事業以内(広域連携事業は2事業まで追加可) ※その他の市町:4事業以内(広域連携事業は1事業まで追加可)	<第1回募集> 交付金実施計画申請:前年度1月 <第2回募集> 交付実施計画申請:6月	77
		地方創生推進タイプ	法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業(旧地方創生整備推進交付金分)	内閣府		○	・地方版総合戦略に位置づけられ、省庁の所管を超える以下の2種類以上の施設の総合的な整備を支援 <交付対象分野> 道(市町村道・広域農道・林道) 污水处理施設(公共下水道等) 港(重要港湾、地方港湾等)	市町、県	市町、県	対象分野ごとに設定	事前調査 前年度6月 正式申請 前年度1月	78
	地方創生拠点整備タイプ		内閣府	○	○	・地方版総合戦略に位置づけられた、自治体の自主的・主体的で先導的な事業に必要な施設整備等を支援	市町、県	市町、県	補助率:1/2 交付上限:規定なし (5億円/事業が目安)	<第1回募集> 交付金実施計画申請:前年度1月 <第2回募集> 交付実施計画申請:6月	79	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第3 まち・ひと・しごと創生	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	内閣府	○	○	・企業版ふるさと納税 地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った企業に課税の優遇措置（最大で寄附額の約9割）	市町、県	市町、県	対象：100千円/回以上の寄附	随時	80
			○		・人材派遣型 専門的知識やノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進し、地方創生のより一層の充実・強化を図る					
	★注目！ ローカルスタートアップ支援制度 及びローカル10,000プロジェクト	総務省	○		産学金官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、地域資源を活用した事業の立ち上げを各段階に応じて幅広く支援	市町、県	市町、県	原則、公費による交付額の1/2 新規性・モデル性の高い事業は10/10 (条件不利地域の嵩上げあり)	随時	81
	地域活性化起業者制度 (企業人材派遣制度)	総務省	○		三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れが創出できるような取り組みに対し、総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	①受入期間前に要する経費 500千円上限 ②受入期間中に要する経費 5,600千円上限 ③企業人発案・提案した事業に要する経費 500千円上限	随時	83
	構造改革特区	内閣府	○		実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させる制度	市町、県	—	—	特区計画の認定申請：年3回（5月、9月、1月）	84
	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業 (地域イベント助成事業・公共スポーツ施設等活性化助成事業移管)	(公財)地域社会振興財団	○	○	高齢社会対策大綱、少子化社会対策大綱、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの実現に資するために行う事業に対し、交付金を交付することにより、地域社会の振興に寄与する	市町、県	市町、県	定額 (参考：R5 1団体300万円程度)	前年度12月～1月	89

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第4 移住・定住に向けた支援	地域おこし協力隊	総務省	○		都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者の活動費等を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	募集等に要する経費 3,000千円を上限 活動に要する経費 一人当たり4,800千円 サポートに要する経費 2,000千円を上限 起業に要する経費 一人当たり1,000千円 2泊3日以上の地域協力活動の体験プログラムに要する経費 1,000千円を上限 地域おこし協力隊インターンの実施に要する経費 1,000千円を上限 地域おこし協力隊インターン参加者の活動に要する経費 一人当たり12千円/1活動日 任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費 措置率0.5	随時	90
	地域プロジェクトマネージャー	総務省	○		重要プロジェクト実施の際、現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーの報償費等を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	一人当たり6,500千円	随時	92
	集落支援員制度	総務省	○		地域の実情に詳しい人材の集落への「目配り」等を市町と協働する場合の経費を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	一人当たり4,450千円	随時	93
	特定地域づくり事業協同組合制度	総務省	○		組合で雇用した地域づくり人材を事業者に派遣することで地域の担い手を確保	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合	市町	組合運営費の1/2を市町村が財政支援(市町村負担1/2を特別交付税措置)	随時	94
	移住・定住・交流推進支援事業	(一財)地域活性化センター		○	○	地方が都市住民などを受け入れる移住・地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、地域団体もしくは市町が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対して助成	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会(一部、地域団体等も含む)	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	100%以下 2,000千円を上限	前年度 12月下旬～ 2月上旬

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第5 地域団体 支援などへの	コミュニティ活動集団育成事業	静岡県コミュニティづくり推進協議会	○		原則として、中学校区を超えない区域で活動する住み良い地域をつくるために活動する集団の活動経費を助成	コミュニティ団体	コミュニティ団体	1集団あたり初年度70千円、翌年度30千円	6月	96
	ボランティア育成・活動推進助成	(福)静岡県社会福祉協議会	○	○	県内で活動しているボランティアグループ・NPO法人等に助成	ボランティアグループ、NPO法人	ボランティアグループ、NPO法人	1グループあたり上限額 ・活動推進助成：200千円以内 ・先駆的(モデル的)活動助成：500千円以内 ・セルフヘルプグループ活動支援事業：200千円以内 ・しずおかの居場所助成：150千円以内	5月上旬	97
第6 ICTを活用した地域活性化	無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業		○	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助	市町、県、民間事業者等	市町、県、民間事業者等	<地方公共団体> 離島2/3 離島以外条件不利地域1/2 <民間事業者> 離島1/2 離島以外条件不利地域1/3	前年度1月～2月	99
		携帯電話等エリア整備事業	総務省		○	条件不利地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設を整備する場合に、その費用の一部を補助	市町、県、民間事業者	市町、県、民間事業者	1/2 ※条件により2/3	例年6月頃
	地域デジタル基盤活用推進事業	総務省	○	○	「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援	市町、県、民間事業者・団体等	市町、県、民間事業者・団体等	1/2 ※地方公共団体が補助事業者となる場合の地方負担分(1/2)については過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債えお起債可能	前年度3月～当年度5月	102
	◎静岡県ICTエキスパート派遣事業	静岡県		○	★自治会等デジタル化に活用可 市町、市町教育委員会、NPO等が行う情報通信技術・データを活用する取組に対し、ICT等及びその利活用に係る知識及び経験が豊富な人材を派遣し、専門的なコーディネート、アドバイス等を実施	市町、市町教育委員会、NPO等	—	※県からICTエキスパートへ謝金、旅費を支給	第1回募集：4月～5月 第2回募集：6月～8月(予定) ※予算執行状況により追加募集	103
	静岡県ふじのくにデジタルサポーター育成事業	静岡県		○	県内のデジタルデバイド解消に向けて、県所管団体の構成員等を対象に講習会を開催し、デジタルに関する基礎的な知識や機器の使い方等の習得を通じて、地域の中の身近な相談役(ふじのくにデジタルサポーター)として活躍できる人材を育成	県 ※民間事業者へ委託	—	—	4月～5月	104

支援制度の詳細

1 市町主体の地域づくりへの支援

(1) イベント開催、調査事業等の実施

市町フレンドシップ推進事業(調査研究等事業)
 ((公財)静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱

市町フレンドシップ推進事業費(調査研究等事業)助成金交付要領

2 趣旨

市町が共通する課題や広域的な課題に適切に対応するため、相互の連携を一層強化し、共同して事業の展開を図ることに対して支援することにより、地方分権及び広域行政を積極的に推進することを目的とする。(政令指定都市を除く。)

3 事業概要

(1) 事業主体の定義

事業主体	定義
広域団体	① 2以上の近隣市町若しくは公益財団法人静岡県市町村振興協会の理事長が特に必要と認めた2以上の市町で構成される組織 ② 地方自治法第284条第3項に基づき設置される広域連合 ③ 地方自治法第284条第2項に基づき設置される一部事務組合 ④ 地方自治法第252条の2に基づき設置される協議会 ⑤ 2以上の近隣市町若しくは理事長が特に必要と認めた2以上の市町及び民間団体で構成される組織(以下「官民団体」という。)
広域職員グループ	原則として複数の市町で4人以上の職員により構成されるグループ
地域づくり団体	① 地域社会の健全な発展を目的として、一定の地域の住民により自主的に結成された自治会、町内会等のコミュニティ団体 ② 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、商工会議所等の産業経済団体 ③ 文化及びスポーツの振興を目的とする団体 ④ 当該複数の市町の在住者が構成員の半数以上を占める団体

(2) 助成対象事業

助成対象事業	事業主体	助成率等
① 広域調査研究事業（直接助成） 複数の市町に関わる広域的な課題についての調査又は研究に関する事業で、課題の解決に向けての十分な効果が期待できる事業	市町	助成率 2 / 3 以内 限度額 期間総額 1 千万円以内 期 間 3 年
② 事務共同化事業 複数の市町等が一体的に実施する、事務の共同化を新たに行う事業又は現に共同化されている事務の合理化、共同化をさらに推進する事業で、事務の効率化や住民サービスの一層の向上が期待できる事業	広域団体	助成率 2 / 3 以内 ※官民団体の場合、複数市町が当該団体に支出する負担金の2倍の額を限度額とする。 限度額 期間総額 3 千万円以内 期 間 3 年
③ 広域職員ネットワーク事業 広域行政又は地域づくりの推進のために行う調査又は研究に関する事業	広域職員グループ	助成率 2 / 3 以内 限度額 50 万円 期 間 1 年
④ 広域調査研究事業（間接助成） 複数の市町に関わる広域的な課題についての調査又は研究に関する事業で、課題の解決に向けての十分な効果が期待できる事業	複数の市町が補助する「地域づくり団体」	助成先 複数の市町 助成率 事業費の 2 / 3 以内 かつ複数の市町が補助する額の 2 / 3 以内 限度額 期間総額 3 千万円以内 ※1 市町当たり 3 百万円 期 間 3 年

※ 政令指定都市を除く

4 令和 4 年度実績

- (1) 広域調査研究事業：10 件
- (2) 事務共同化事業：2 件
- (3) 広域イベント広報事業：4 件
- (4) 広域職員ネットワーク事業：4 件

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止した事業を除く件数

市町フレンドシップ推進事業について留意点

【共通事項】

- 1 市町が連携をすることで、広域的に地域の活性化が図れるものや、事務の効率化、経費の軽減などの効果が期待できる事業が対象です。
- 2 例年申請書や実績報告書の不備が多く、事務手続きが遅延するケースが多く見られることから、事業の適正な執行をお願いします。
- 3 相談、申請、実績報告等の窓口は、県地域振興課です。また、書類は県の審査後、市町村振興協会へ提出します。なお、事業執行にあたっての助成金請求書の提出先は市町村振興協会となります。

【事業申請時の留意点】

- 1 事業の決定通知日前に事業の着手はできません。
- 2 要領の留意事項に、「事業申請は入札その他これに類する行為の執行、旅行命令のおり、事業着手の概ね2週間前までに申請」となっていますので、そのつもりで申請書類の準備（事前相談含む）・提出をお願いします。
※書類の手直し等も含めて申請完了すること。
- 3 概算払いは原則交付申請額の70%で、1万円単位です。ただし、事業末の精算払い時における、全額概算払いは可能です。
- 4 事業完了は、所要経費の支払い完了を指します。そのため、助成事業に係る全ての支払いが終了していないと、事業が完了できません。
→精算払い等の支払いをするだけの資金がない場合は、概算払い申請が必要となります。

【実績報告時の留意点】

- 1 請求書又は領収書がない、請求書名と領収書名が違う。
- 2 補助金適化法（補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律）に基づき、交付決定日より、契約書、請求書、領収書等の日付が前のものは助成対象外となります。
- 3 委託契約の契約書や請求書、領収書はあるが、委託の中身が分かるものがない場合がある（委託事業の内訳明細等を添付）。

【次年度以降の要望等について】

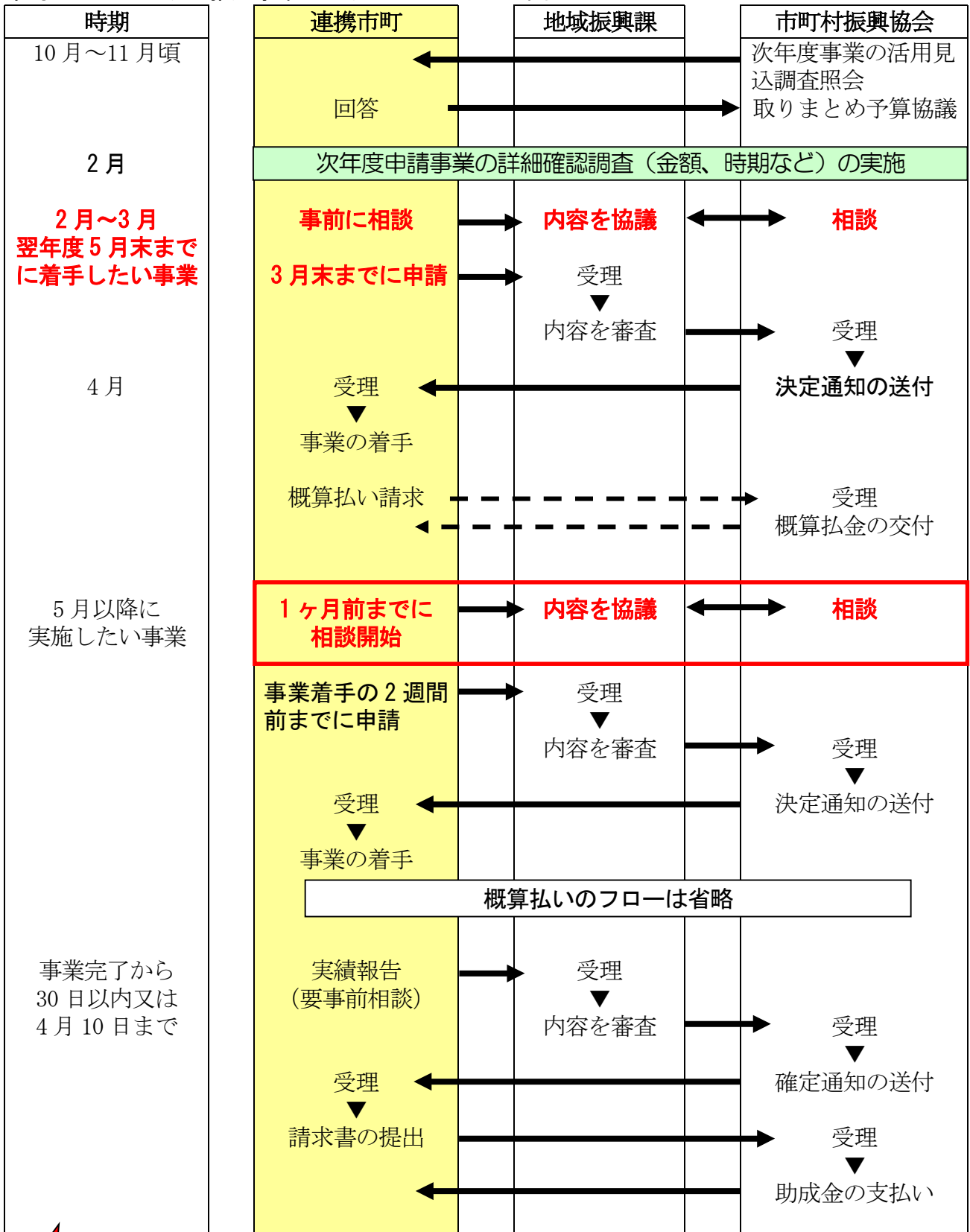
- 1 市町フレンドシップ推進事業の運営については、厳しい財政状況等を踏まえ、計画・実行・継続性の高い事業を優先的に採択する方針です。
- 2 令和6年度の要望は、10～11月頃を目安に活用見込みを照会し、いただいた回答をベースに市町村振興協会が予算編成を行う予定です。
- 3 なお、採択にあっては実施要件に合致しているかはもちろんのこと、複数の市町に関わる広域課題解決に向けた先進的な取組、本事業活用後も継続・発展が期待できるもの、複数年実施するものにあっては事業の活用実績やその効果を検証・改善しているかなどがポイントとなります。
- 4 事業の全体的な流れについては、別紙「フレンドシップ推進事業 スケジュールフロー図」を参照ください。

市町フレンドシップ推進事業 スケジュールフロー図

市町フレンドシップ推進事業について、事務効率化や年度初めの事務煩雑の軽減を図るため、新年度5月末までに事業着手したい事業は、3月中に申請してください。

なお、申請に当たっては、事業着手の1ヶ月前までに事前相談を開始してください。

市町フレンドシップ推進事業 スケジュールフロー図



- ・前年度の活用調査で要望を行った事業のみ助成対象。
- ・交付決定前に着手した事業又は事業費は助成対象外。要領や留意事項を確認のこと。
- ・実績報告は支払い行為を全て終えることが条件。概算払いの承認申請に漏れないように。

地域づくり推進助成事業
 ((公財)静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱
 地域づくり推進事業助成金交付要領

2 趣旨

地域資源を活かした特色ある地域づくりに取り組む市町及び複数の市町並びに広域団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

3 事業概要

区分	内容
助成対象事業	(1) 交流・定住人口拡大促進事業 地域の文化や芸術等の地域資源を活用し、国内外の他地域との交流及び定住人口の拡大を図るための事業 (2) 観光振興促進事業 県内市町の多彩な魅力をアピールすることで、国内の観光振興やインバウンド拡大を促進するための事業 (3) 地域活性化促進事業 地域の活性化を目的として行う、広報やイベント等の事業 (4) 調査研究事業 市町の直面する課題の解決を図るため、海外の事情を調査研究する事業 (5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び大会開催後のレガシー創出に関連して地域振興の増進を図るための事業
助成対象団体	市町、複数の市町、広域団体 ※ 「広域団体」とは次のいずれかに該当するものをいう。 ・ 2以上の近隣市町若しくは理事長が適当と認めた2以上の市町で構成される組織 ・ 地方自治法第252条の2に基づき設置される協議会 ・ 2以上の近隣市町若しくは理事長が適当と認めた2以上の市町及び民間団体で構成される組織
助成対象経費	事業の実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他理事長が認める経費
助成率	10 / 10
助成限度額	1市町 4,500千円/年度
実施期間	3(1)～(3)の事業…5年以内 3(4)及び(5)の事業…1年以内

※ 事業の実施に当たっては、原則として市町等の予算が成立していなければならない。

※ 政令指定都市は助成対象外

地域協働促進助成事業

((公財)静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱
 地域協働促進事業助成金交付要領

2 趣旨

「新しい公共」を担う活動主体を育成し、行政と多様な活動主体との協働によるまちづくり、地域づくりを推進する仕組みづくりを支援するため、地域協働促進事業を実施する市町及び当該事業を実施する地域団体に補助する市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

3 事業概要

対象事業の定義	
(1)	「地域協働促進事業」とは、行政と地域団体及び地域住民の連携・協働により地域の課題の解決などを図る事業 <例示> ・自治基本条例等を住民参画で進める事業 ・少子高齢化や過疎地対策を住民との協働で進める事業 ・地域の特色、個性を活かした産業振興等に資する事業
(2)	「地域団体」とは、次に掲げるいずれかの団体 ア 一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに特例民法法人 イ 特定非営利活動法人 ウ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所などの産業経済団体 エ 文化及びスポーツの振興を目的とする団体 オ その他地域の課題の解決を図ることを目的とする団体で、理事長が相当と認めたもの

助成対象事業等（上限：1市町 3,000千円/年）

助成の対象		助成金額及び助成率
事業	対象経費	
地域協働促進事業 ただし、事業費1,000千円未満の事業は除く	市町が実施する当該事業に要する経費で、理事長が相当と認めるもの	対象経費の2/3以内とする ただし、1,000円未満は切り捨てとする
	地域団体が実施する当該事業に要する経費で、理事長が相当と認めるものに対し、市町が補助するときに要する経費	地域団体が当該事業に要する経費の2/3以内で、かつ市町が補助する額の2/3以内とする ただし、1,000円未満は切り捨てとする

※ 入場料、出展料、参加料、売上金等当該事業に係る収入は、助成対象事業に要する経費から控除する

※ 政令指定都市は助成対象外

地域コミュニティ活性化助成事業 ((公財) 静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱

地域コミュニティ活性化助成事業助成金交付要領

2 趣旨

活発なまちづくりを推進することを目的に、快適な暮らしの実現や暮らしの中から生じる課題に対し、住民主体でその解決に取り組んでいる地域コミュニティ団体の活動に補助する市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

3 事業概要

区分	内容
助成対象事業	市町が実施する地域コミュニティ団体のまちづくり、地域づくりのための事業への補助事業 ただし、地域コミュニティ団体運営費への補助事業は除く
助成額	1市町あたり1事業年度2,000千円を限度とする
助成率	助成対象事業に要する経費の2/3 (1,000円未満切り捨て)
申請方法	(公財)静岡県市町村振興協会に直接提出するものとする。

※ 「地域コミュニティ団体」とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 町内会、自治会等、市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (2) 市町の一定の区域内に住所を有する者によって、特定の目的のために形成された団体
- (3) 地域課題の解決や地域の活性化を目的とする団体で、理事長が適当と認めた団体

※ 政令指定都市は助成対象外

多文化共生推進助成事業
((公財)静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱
多文化共生推進事業助成金交付要領

2 趣旨

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる地域社会づくりを支援するため、多文化共生推進事業を実施する市町及び当該事業を実施する地域団体等を補助する市町に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

3 事業概要

区分	内容
実施主体	市町（政令指定都市を除く）
対象事業	市町が多文化共生の推進のために実施する事業及び当該事業を実施する地域団体等に対して市町が補助する事業で、理事長が適当であると認めたもの
対象事業費	助成対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料その他理事長が適当と認める経費
助成金額	1市町あたり 1,000千円を限度
助成率	助成対象事業費の 1 / 3（1円未満切り捨て）

※ 「地域団体等」とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 多文化共生の推進及び外国人支援等を目的とする団体又はボランティア団体で、理事長が適当と認める団体

宝くじスポーツフェア

((一財)自治総合センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度宝くじスポーツフェア実施要綱

2 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、「宝くじスポーツフェア」を全国各地で実施し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

3 事業概要

区分	内容
事業区分	① ドリーム・ベースボール ② はつらつママさんバレーボール ③ ドリーム・サッカー
主催者	県、市町（政令指定都市を除く）及び自治総合センター
時期	年度内の日曜日、祝祭日を含む2日間（2日目が休日になるように設定）
経費	原則として自治総合センターが負担するが、下記の業務に要する経費は開催地負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・会場及び付帯施設、設備の提供と運営（①③の音響費等を除く） ・運営スタッフの提供 ・参加者、出場者の募集と管理 ・開催告知及び集客 （ただし、告知用ポスター・チラシは自治総合センター作成、提供） ・選手等の送迎（ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は自治総合センターにて負担） ・選手、関係者の昼食等手配

4 事業の詳細

ア ドリーム・ベースボール

区分	内容
概要	タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を行う。
会場要件	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場（収容人数概ね2,000人以上を有するもの） ・講演会場（野球場に隣接した概ね300人程度収容可能な屋内施設） ・雨天会場（概ね600人以上収容可能な体育館等の屋内施設で、野球場と隣接または車で15分程度の距離であるもの）
内容	指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリーム抽選会、アトラクション、ドリーム・ゲーム

イ はつらつママさんバレーボール

区分	内容
概要	バレーボールの世界大会・オリンピック等出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等を行う。
会場要件	公立体育館等(収容人数600人以上であり、2面以上のコートを有する施設)会場は前日も含め3日間確保のこと。
内容	バレーボール指導者クリニック、バレーボール教室、アトラクション、親善試合「フレンドリー・マッチ」、ドリーム抽選会

ウ ドリーム・サッカー

区分	内容
概要	サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。
会場要件	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカースタジアム(ピッチが天然芝もしくは公益財団法人日本サッカー協会公認の人工芝張りであり、収容人数概ね3,000人以上を有するもの) ・雨天会場(収容人数概ね600人以上の体育館等の屋内施設で、サッカースタジアムに隣接または車で15分程度の距離にあるもの)
内容	サッカー指導者クリニック、少年少女サッカー教室、アトラクション、親善試合「ドリーム・ゲーム」、ドリーム抽選会

5 宝くじスポーツ・フェアの年間スケジュール

時期		内容
前年度	8月中旬	募集通知
	9月中旬	申請書の提出
	11月下旬	内定連絡(その後、開催日決定)
実施年度	4月上旬	決定通知
	適時	事業の実施(開催市町・県・自治総合センターまたは委託機関と内容・運営について協議、開催)

6 県内の実績

年度	ドリーム・ベースボール	はつらつママさんバレー	ドリーム・サッカー
H24	申請なし	申請なし	申請なし
H25	申請なし	申請なし	申請なし
H26	藤枝市(藤枝総合運動公園)	申請なし	申請なし
H27	採択なし	島田市(ローズアリーナ)	申請なし
H28	申請なし	採択なし	申請なし
H29	申請なし	申請なし	申請なし
H30	申請なし	吉田町	申請なし
R1	申請なし	申請なし	申請なし
R2	申請なし	申請なし	申請なし
R3	申請なし	申請なし	申請なし
R4	申請なし	申請なし	申請なし
R5	磐田市(磐田城山球場)	申請なし	申請なし

※最新年度は交付決定事業

コミュニティ助成事業（地域づくり助成事業：ア共生の地域づくり助成事業）
 （（一財）自治総合センター関連事業）

1 根拠法令等

令和5年度コミュニティ助成事業実施要綱

2 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

3 事業概要

区分	内容	
概要	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業またはソフト事業に対して助成を行う。	
助成対象団体	市町（政令指定都市を除く）	
助成金	10,000千円を限度とする。ただし、ソフト事業の場合には、5,000千円を限度（10万円単位）	
助成対象経費	事業の実施に要する経費。ただし、下記の経費は対象外。	
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用 ・ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費
対象事業 (参考例)	ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮した設備整備のうち以下のようなもの ・高齢者・障がい者等の外出を促進するためのバリアフリー対応車両の整備（リフト付き車両、ノンステップ型コミュニティバス等の設備） ・コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事（多目的トイレへの改修、スロープ・手すりの設置） ・地域住民の利用に供するユニバーサルデザインに配慮された備品の整備 ・障がい者・高齢者の利用に配慮した、情報通信機システム（視覚障害者用パソコン等）の整備
	ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・女性・高齢者・障がい者等にやさしいまちづくりを進めるための取り組みのうち以下のようなもの ・子育て相談会の実施 ・子育てサポーターの育成 ・子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携、交流の場の創設 ・少子化問題キャンペーン等の普及啓発 ・高齢者の生きがいつくり事業 ・障害者、高齢者と子供のふれあい事業 ・地域福祉のコーディネーター設置

4 本県の実績

年度	実施市町	事業内容
H25	掛川市	コミュニティ施設（桜ホール）バリアフリー化工事
H26	－	採択なし
H27	－	申請なし
H28	富士宮市	移動図書館用車両購入
H29	湖西市	公共施設への健康器具設置
H30	南伊豆町	バリアフリー車両の整備
R1	－	申請なし
R2	島田市	公共施設のバリアフリー化工事
R3	－	申請なし
R4	島田市	公共施設への多目的トイレの設置
R5 (予定)	下田市	移動図書館用車両購入

5 年間スケジュール

時期		内容
前年度	8月下旬	募集通知
	10月上旬	県への申請書提出
	11月下旬	申請書の提出
実施年度	4月上旬	決定通知
	適時	事業の実施
		実績報告書の提出（事業実施後、概ね2ヶ月以内。翌年度4月7日まで）
	助成金の支払い	

コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業：イ活力ある地域づくり助成事業)

((一財)自治総合センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度コミュニティ助成事業実施要綱

2 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

3 事業概要

区分① 地域資源活用助成事業

区分	内容
概要	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業（実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む）
助成対象団体	市町（政令指定都市を除く）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
実施主体	市町（政令指定都市を除く）、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等
助成金	2,000千円を限度（10万円単位）
助成対象経費	実施にかかる事業費及び企画立案費、事業に必要な備品等の購入費 <以下、対象外となる経費> <ul style="list-style-type: none"> ・食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費 ・報償費のうち賞金 ・旅費のうち事前視察等にかかる経費 ・長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費
その他	県からの申請件数は、区分②とあわせて2件まで

区分② 広域連携推進助成事業

区分	内容
概要	複数の助成対象団体が共同して（申請後の合併により単独市町村となる場合や隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む）、広域的な連携を目的として実施するソフト事業（実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む）
助成対象団体	市町（政令指定都市を除く）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

実施主体	市町（政令指定都市を除く）、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等
助成金	2,000千円を限度（10万円単位）
助成対象経費	実施にかかる事業費及び企画立案費、事業に必要な備品等の購入費 <以下、対象外となる経費> <ul style="list-style-type: none"> ・食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費 ・報償費のうち賞金 ・旅費のうち事前視察等にかかる経費 ・長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費
その他	県からの申請件数は、区分①とあわせて2件まで

4 年間スケジュール

時期		内容
前年度	8月下旬	募集通知
	10月上旬	県への申請書提出
	11月下旬	申請書の提出
実施年度	4月上旬	決定通知
	適時	事業の実施
		実績報告書の提出（事業実施後、概ね2ヵ月以内。翌年度4月7日まで）
	助成金の支払い	

5 本県の実績

年度	事業区分	実施市町	事業内容
H24	ア	裾野市	「コミュニティづくりの日」5地区合同事業
	イ	三島市	駿豆線沿線地区で連携した地域活性化等実施事業
	ウ	下田市	大横町通り等歩いて楽しい商店街作り事業
H25	—	—	(採択後取り下げ)
H26	ア	焼津市	焼津鰹三昧
H27	ア	富士宮市	富士の巻狩り 狩宿さくらまつり
	ア	藤枝市	東海道商店街トレジャーハンティング
H28	ア	富士宮市	富士山『能楽』魅力発見プロジェクト
	ア	富士市	市制50周年記念事業『(仮称)富士市の元気「ものづくり力」フェア』
	ア	藤枝市	ふじえだ花回廊推進事業
H29	ア	焼津市	ART あんえっとん文化・芸術祭
H30	—	—	(採択なし)
R1	イ	島田市	島田市緑茶化計画商品開発活用推進事業
R2	—	—	(採択後事業中止)
R3	イ	掛川市	私が暮らすまち掛川を旅する体験型プログラム ～Withコロナ時代のマイクロツーリズム方策～
R4	イ	島田市	蓬萊橋憩いと賑わいの場創出事業
R5	イ	島田市	大井川流域憩いと賑わいの場創出事業
	イ	清水町	宮西達也と60点の絵本展

※ 最新年度は交付決定事業

コミュニティ助成事業（青少年健全育成事業）

（（一財）自治総合センター関連事業）

1 根拠法令等

令和5年度コミュニティ助成事業実施要綱

2 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

3 事業概要

(1) 助成対象：市町（政令指定都市を除く）

(2) 事業主体：市町（政令指定都市を除く）又は市町が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等）

(3) 対象事業及び助成額

区分	対象事業	助成金(10万円単位)
青少年健全育成	スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びコミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業	300～1,000千円、事業費の10/10以内

(4) 主な留意点

ア 国の補助金または地方債を充当するものは対象外

イ 市町が事業主体となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動などの支援に直結する場合に限る

ウ 自治総合センターが実施している文化公演事業及び宝くじスポーツフェアと重複するものは対象外

エ 補助金や事業の全部が外部委託となる事業（事業実施主体の関与が低く、事業計画・収支予算書の内容からそれと判断される場合も含む。）は対象外

(5) 実績

実施年度	市町名	事業内容
平成30年度	なし	
令和元年度	御殿場市	青少年のための科学の祭典
令和2年度	御殿場市	親子映画のつどい
令和3年度	なし	
令和4年度	なし	
令和5年度	なし	

※最新年度の事業は交付決定事業とする。

4 事務手続



※助成金は、県を経由せず自治総合センターから直接市町に送金される。送金日は、交付通知日より概ね1週間程度であるが、交付通知は県を経由して市町に送付されるため、場合によっては、助成金の入金後、交付通知を受領する可能性がある。

シンポジウム助成事業
((一財)自治総合センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度シンポジウム助成事業実施要綱

2 趣旨

シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

3 事業概要

区分	内容
助成対象事業者	県又は市町
主催者	助成対象事業者または実行委員会及び自治総合センター
後援	総務省（助成対象事業者が希望する場合）
助成金	3,000千円を限度とする（10万円単位）
開催時期	事業実施年度内
助成対象事業	地方公共団体が企画するシンポジウムとし、「パネルディスカッション(必須)」、「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等とする
テーマ	テーマは任意とするが、地域住民等広く一般の人が参加できるもの
その他	県からの申請件数は、1件とする

4 年間スケジュール

時期		内容
前年度	8月中旬	募集通知
	9月中旬	申請書の提出（県経由）
	11月下旬	内定通知
	1月中旬	総務省後援名義使用の申請（希望の場合、県経由）
実施年度	4月上旬	決定通知
	4月下旬	総務省後援名義使用の承認通知
	適時	シンポジウムの開催
		実績報告書の提出（事業実施後、概ね1ヶ月以内。提出期限は3月末日（受付完了日））
助成金の支払い（自治総合センター⇒助成対象事業者）		

5 年度別実績

年度	実施市町	事業内容
平成25年度	焼津市	これからの公共施設のあり方を考えるシンポジウム
平成26年度	沼津市	全国自治会連合会静岡県沼津大会「防災・減災について」
平成27年度	磐田市	みんなで作る“磐田市の地域包括ケア”を考えるシンポジウム
平成28年度	静岡県	みんなの浜名湖シンポジウム～浜名湖とコラボレーション!!～
平成29年度	静岡市	～ユネスコ「世界の記憶」登録推進イベント～朝鮮通信使－日韓交流の記憶－
平成30年度	静岡県	ふじのくに茶の都ミュージアム開館記念シンポジウム「静岡茶×観光」で未来を拓く
令和元年度	菊川市	2019 全国田んぼアートサミット in 菊川市
令和2年度	富士市	富士市から「世界を変える、はじめかた」
令和3年度	静岡市	今川館シンポジウム
令和4年度	富士市	地方鉄道サミット in FUJI
令和5年度	三島市	名水サミット in みしま・しみず

※ 最新年度は交付決定事業

地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

((一財)地域総合整備財団（ふるさと財団））

1 根拠法令

地域総合整備資金貸付要綱

2 趣旨

地方公共団体が民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、(一財)地域総合整備財団の支援を得て、県又は市町が地域総合整備資金（無利子）の貸付を行う制度である。

3 事業概要

区分	制度内容
貸付の主体	県又は市町
貸付対象者	民間事業者（第三セクターを含む）
貸付対象事業	<p>地方公共団体が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業で、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの</p> <p>(2) 事業区域内における新規雇用の確保が見込まれる（市町村貸付1人以上、県・政令市貸付5人以上）</p> <p>※再生可能エネルギー電気（風力、水力、太陽光、地熱、バイオマスを用いて発電した電気）の供給者が発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上</p> <p>(3) 貸付対象費用の総額（用地取得費除く）が10,000千円以上</p> <p>(4) 用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業が開始されること</p>
貸付対象費用	<p>(1) 設備の取得等にかかる費用</p> <p>(2) 試験研究開発費等、当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用</p>
貸付制度	<p>(1) 貸付額 次頁「4 限度額等」のとおり</p> <p>(2) 貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子 ・償還期間5年以上20年以内（うち据置期間5年以内） ・貸付対象期間は連続する4年以内 ・民間金融機関等の連帯保証が必要 ・元金均等半年賦償還
貸付団体への財政措置	<p>(1) 貸付の財源として地域総合整備資金貸付事業債を起債する（充当率100%）</p> <p>(2) 交付税措置 利子負担相当額の75%（用地取得分は50%）</p>

4 限度額等

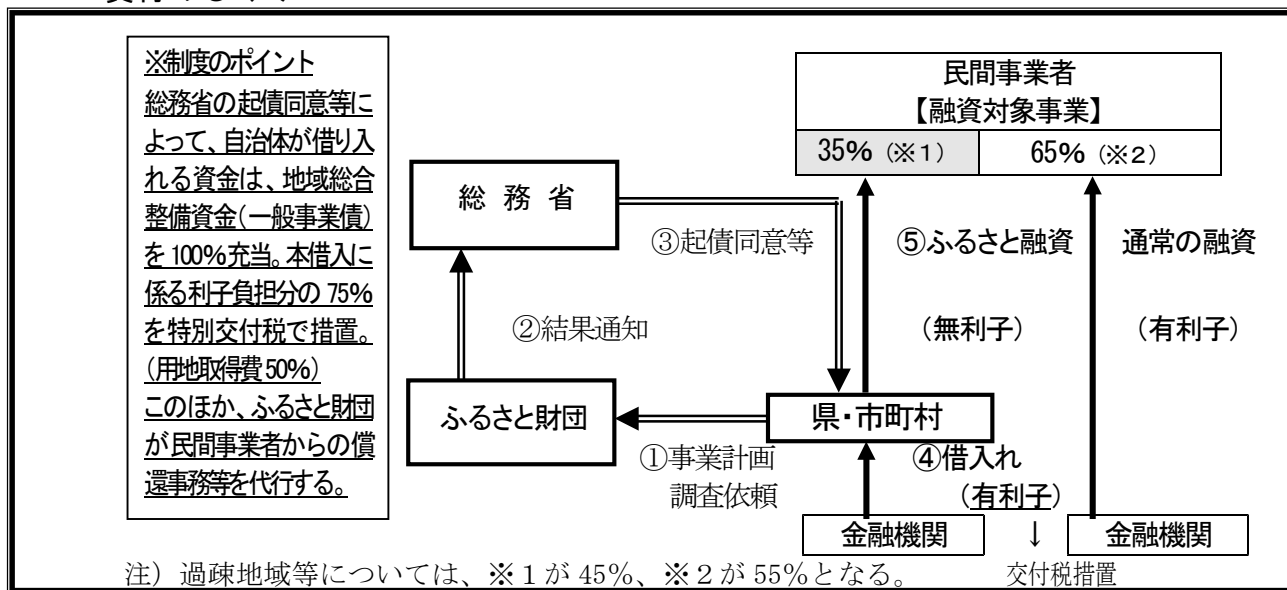
ふるさと融資限度額等一覧表

貸付主体	事業地域区分		施設区分	融資限度額 (億円)	融資 比率%
県・政令指定都市	通常の地域	一般の地域	通常施設	42	35
			複合施設	63	
		地域再生計画認定地域	通常施設	52.5	
			複合施設	78.7	
	過疎・(みなし過疎含む)離島地域・特別豪雪地帯	一般の地域	通常施設	54	45
			複合施設	81	
		地域再生計画認定地域	通常施設	67.5	
			複合施設	101.2	
	定住自立圏・連携中枢都市圏(※2)		通常施設	67.5	45
			複合施設	101.2	
市町村が認定する「地球脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業		通常施設	67.5	45	
		複合施設	101.2		
市町	通常の地域	一般の地域	通常施設	10.5	35
			複合施設	15.7	
		地域再生計画認定地域	通常施設	13.1	
			複合施設	19.6	
	過疎・(みなし過疎含む)離島地域・特別豪雪地帯	一般の地域	通常施設	13.5	45
			複合施設	20.2	
		地域再生計画認定地域	通常施設	16.8	
			複合施設	25.3	
	定住自立圏・連携中枢都市圏(※2)		通常施設	16.8	45
			複合施設	25.3	
	市町村が認定する「地球脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業		通常施設	16.8	45
			複合施設	25.3	

※1 「複合施設」とは、融資対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう

※2 但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置について、都道府県は対象外

5 貸付のしくみ



※ 令和5年度は、案件検討会を年3回実施予定。

6 本州市町村の活用状況（実績 15 市町村、26 件）

活用団体	事業名	融資額（千円）	
天竜市	ショッピングセンター建設事業	平成元年度	50,000
西伊豆町	洋らんセンター建設事業	平成2年度	159,000
西伊豆町	洋らんセンター建設事業	平成3年度	300,000
松崎町	共同店舗建設事業	平成3年度	59,000
水窪町	ユニットバス製造工場建設事業	平成3年度	56,000
西伊豆町	ホテル増設事業	平成5年度	500,000
大仁町	老人保健施設建設事業	平成5年度	100,000
賀茂村	温泉会館建設事業	平成5年度	60,000
藤枝市	藤枝きのこセンター建設事業	平成6年度	193,000
天竜市	地域中核病院建設事業	平成6年度	200,000
大仁町	洋らんパーク建設事業	平成6年度	500,000
浜松市	老人保健施設建設事業	平成6年度	63,000
浜松市	老人保健施設建設事業	平成7年度	100,000
福田町	老人保健施設建設事業	平成7年度	100,000
浜松市	老人保健施設建設事業	平成8年度	50,000
金谷町	老人保健施設建設事業	平成10年度	100,000
島田市	老人保健施設建設事業	平成10年度	100,000
浜松市	ロープウェイ・オルゴール館建設事業	平成11年度	256,000
相良町	老人保健施設建設事業	平成11年度	100,000
浜松市	老人保健施設建設事業	平成13年度	100,000
引佐町	老人保健施設建設事業	平成13年度	85,000
福田町	病院施設増設事業	平成13年度	52,000
浜松市	百貨店・事務所ビル建設事業	平成21～23年度	2,120,000
静岡市	商業・交通ターミナル複合施設整備事業	平成23年度	2,318,000
牧之原市	富士山静岡空港航空機格納庫整備事業	平成26年度	332,000
牧之原市	人工造波プール建設事業	令和2年度	525,000
合計			8,578,000

ふるさとのづくり支援事業
 ((一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)事業)

1 根拠法令等

令和5年度ふるさとのづくり支援事業実施要綱

2 趣旨

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。

3 事業概要

区分	内容
対象事業	(1) A～Cタイプ 新商品開発に取り組む企業等に対して市町が補助を行う場合に、経費の規模に応じて補助金を交付 (2) Dタイプ これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施しようとする事業について、補助金を交付
補助対象者	市町(政令指定都市は除く)※企業等には市町から交付
補助上限額	・Aタイプ 10,000千円以内 ・Bタイプ 5,000千円以内 ・Cタイプ 1,000千円以内 ・Dタイプ 2,000千円以内
補助率	補助対象経費の2/3以内 (過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯においては、9/10以内)
補助対象経費	(1) A～Cタイプ 補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等 (2) Dタイプ 上記に加え、パッケージデザイン・ネーミング委託経費など、試作品を商品化の軌道にのせるために必要な委託に要する経費
補助事業期間	令和5年4月1日～令和6年2月29日
申請期限	令和4年11月18日(金)

4 留意事項

- (1) 財団に直接申請(写しを県に送付)
- (2) 地域資源を活用した循環経済への取組などグリーン社会の実現に寄与する事業、AI技術の活用など生産性向上に資するデジタル技術の活用事業を重点的に支援

- (3) 企業等の財務状況によって対象とならないことがある（企業等が債務超過となっている場合は対象外）
- (4) 他の補助を受けているものは対象外
- (5) A～Cタイプで企業等が事業の研究開発の主要部分を他に委託するものは対象外
- (6) 補助事業の成果は、地域振興策の実例として財団の広報媒体を通じて公表される

まちなか再生支援事業

((一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)事業)

1 根拠法令等

令和5年度まちなか再生支援事業実施要綱

2 趣旨

まちなか再生に取り組む市町に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。

3 事業概要

助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の業務委託に要する経費に対する助成 ・市町が実施するまちなか再生事業に対する助言
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 単独で事業に取り組む市町（政令指定都市を除く） (2) 複数の市町が共同で取り組む事業を代表する団体（広域連合等地方自治法に基づく団体を含む）
助成対象業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町がまちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託契約を締結するものであること (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果を期待できるものであること (3) 市町とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に事業が実施される仕組みを有するものであること (4) 市町が継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること (5) 他の市町におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること (6) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること (7) 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること
助成額	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町が単独で取り組む事業 7,000千円以内 (2) 複数の市町が共同で取り組む事業 10,000千円以内
助成率	助成対象経費の2/3以内
助成対象経費	助成対象業務の契約に係る経費のうち、助成対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料等
助成対象期間	令和5年4月1日～令和6年2月20日
助成件数	ふるさと再生事業を合わせて22件程度
公募期間	申込締切 令和4年12月12日

4 留意事項

- (1) 財団へ直接申請（県へは内容を報告）
- (2) 助成率2/3以外の市町負担部分については予算措置をすること

地域イノベーション連携モデル事業 ((一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)事業)

1 根拠法令等

令和5年度地域イノベーション連携モデル事業実施要綱

2 趣旨

Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。

3 事業概要

助成対象者	(1) 市町(政令指定都市を除く) (2) 複数の市町が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体及び共同する全ての団体
助成対象業務	(1) 市町が地域イノベーションの推進を目的として、イノベーションマネージャー等の専門的人材を活用し、地域イノベーション連携を実施するもの (2) 市町又は代表団体がイノベーションマネージャー又はイノベーションマネージャーが所属する法人と業務の委託契約を締結するもの (3) 他の市町における地域イノベーションのモデルとなり得るものであること (4) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること
助成額	1事業8,000千円以内
助成率	助成対象事業に係る契約金額の2/3以内
助成対象経費	助成対象事業の契約に係る経費のうち、対象事業期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、事務所賃借料、その他対象事業を履行するために必要な実証実験、調査、分析、計画策定等の経費
助成対象期間	令和5年4月1日～令和6年2月20日
募集件数	2件程度
申請期間	令和5年2月10日(金)～令和5年3月27日(月)

4 留意事項

- (1) 財団へ直接申請(県へは内容を報告)
- (2) 助成率2/3以外の市町負担部分については予算措置をすること

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

((一財)地域活性化センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱

2 趣旨

(一財)地域活性化センターは、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。

3 事業概要

区分	内容
助成対象団体	市町(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成対象事業	将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業 (1) 助成対象団体、地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと
助成対象経費	(1) 実施主体が助成事業の実施に要する経費 (2) 事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費
助成額等	助成対象経費の100%以下で、以下の区分ごとの助成額を上限とする。 (1) 地方創生人材育成伴走型支援事業 地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画を策定するとともに、センターが承認した人材育成事業…上限1,500千円 (2) 地域経済循環分析事業 センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討する事業…上限2,000千円 (3) 一般事業 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造、子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり、食料・エネルギーの地産地消等地域内支え合いの仕組みづくり等の事業…上限1,500千円

4 年間スケジュール

前年度		事業年度		翌年度	
11月下旬	募集通知	2月下旬	実績報告書 等提出	4月上旬	助成金の交付
1月中旬	申請書提出	3月下旬	交付確定		
3月下旬	交付決定				

2 施設・備品の整備

コミュニティ施設整備事業

1 根拠法令等

コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱

2 趣旨

コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ活動の拠点となる地区集会所の整備を行う市町（指定都市を除く）及びコミュニティ組織に対して補助を行う市町を支援する。
 ※本事業における「コミュニティ施設」とは、ユニバーサルデザインに配慮した施設であって、コミュニティ組織の活動の拠点となる集会機能を持つ地区集会所をいう。

3 事業概要

区 分	内 容	
事業主体	市町（指定都市を除く）	市町（指定都市を除く）が補助するコミュニティ組織（自治会等）
補助率	次の①、②のうちの低い額 ①補助対象事業費の1/3以内 ②補助対象事業費から寄付金を控除した額の1/2以内	次の①、②のうちの低い額 ①補助対象事業費の1/3以内 ②市町の補助額の1/2以内
補助対象事業	コミュニティ施設（地区集会所）整備事業（新築及び全面建替による改築）	
補助限度額	4,000 千円	

4 令和5年度予算

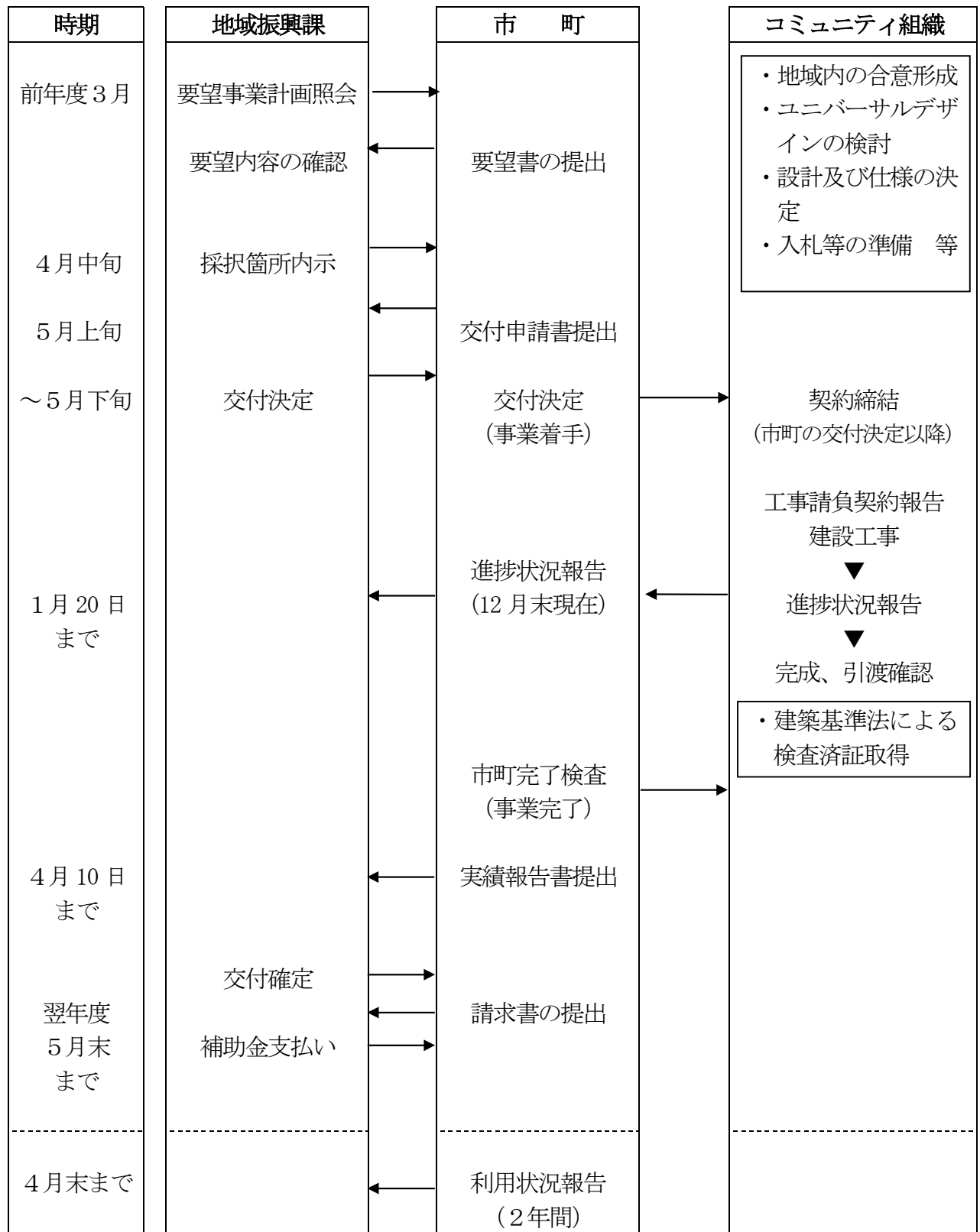
県予算 44,000 千円

5 コミュニティ活動推進事業費助成金（公益財団法人静岡県市町村振興協会）

コミュニティ施設整備事業（県）の助成対象枠から外れた施設及び過去に県の助成を受けた施設の建て替えについて、静岡県市町村振興協会が助成

区 分	内 容
根拠法令等	コミュニティ活動推進事業費助成金交付要領（静岡県市町村振興協会）
趣旨 事業概要	コミュニティ施設整備事業（県）と同様

6 参考：事業フロー図（コミュニティ組織が事業主体の場合）



※ 振興協会対応となる場合は、県経営管理部地域振興課長に対して提出された要望書をもって振興協会事務局長に対してなされたものとみなしている。

コミュニティ施設改修助成事業

(公益財団法人静岡県市町村振興協会)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱

コミュニティ施設改修事業助成金交付要領

2 趣旨

コミュニティ活動及びその基盤整備の推進を図るため、コミュニティ施設改修事業を実施するコミュニティ団体に補助する市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

3 事業概要

区分	内容
助成対象団体	市町（政令指定都市を除く）
助成額及び助成率	(1) 1市町あたりの助成額 2,100千円を限度とし、件数は問わない ただし、オンライン環境整備事業については2,100千円のうち200千円を限度とする (2) 助成率 コミュニティ組織がこの事業に要する経費の1/3 又は市町補助額の1/2のいずれか低い額
申請方法	(公財) 静岡県市町村振興協会に直接提出

4 事業採択の基準

区分	内容
耐震化	静岡県が実施する「プロジェクト TOKAI-0」の補助対象となる耐震基準を満たす耐震補強をし、災害時の防災拠点となるような施設とすること
ユニバーサルデザイン化	静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号)等に配慮し、地域の誰もが使いやすい施設とすること
オンライン環境の整備	情報通信技術を活用した効率的な組織運営及び事業の実施を可能な施設（備品の整備を含む。）とすること

公共施設ユニバーサルデザイン化及び 省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業 (公益財団法人静岡県市町村振興協会事業)

1 根拠法令等

市町村振興事業等助成金交付要綱

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業
助成金交付要領

2 趣旨

多様な市民や地球環境に配慮したまちづくりを推進するため、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する市町及び公共施設等への省エネルギー機器並びに新エネルギー機器を導入する市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

3 事業概要

助成対象団体	市町（政令指定都市を除く）、一部事務組合
助成率	10/10
助成限度額	1市町あたり1事業年度4,400千円
助成対象事業	<p>ア 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する事業</p> <p>イ 公共施設への省エネルギー機器の導入事業</p> <p>ウ 公共施設への新エネルギー機器の導入事業</p> <p>なお、「新エネルギー」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第1項各号の規定によるものとする。</p> <p>エ コミュニティ組織（町内会、自治会等、市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）が実施する防犯灯への省エネルギー及び新エネルギー機器の導入に要する経費について市町が補助する場合における当該補助事業</p> <p>オ コミュニティ組織が所有する施設への省エネルギー及び新エネルギー機器の導入に要する経費について市町が補助する場合における当該補助事業</p>

4 参考

市町の公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進する事業例

〔例〕

- ・ 庁舎の段差の解消
- ・ 案内看板の大型化（弱視者や高齢者に配慮したものへの変更等）
- ・ 点字ブロックの設置
- ・ 受付等での電光掲示板の設置
- ・ オストメイト用トイレ等の設置
- ・ 点字印刷機や音声読上機（スピーチオ）の購入
- ・ ゆずりあい駐車場事業における駐車場シートの貼り付け等

コミュニティ助成事業（一般コミュニティ・コミュニティセンター）

（（一財）自治総合センター関連事業）

1 根拠法令等

令和5年度コミュニティ助成事業実施要綱

2 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

3 事業概要

- (1) 助成対象：市町（政令指定都市を除く）
- (2) 事業主体：市町（政令指定都市を除く）又はコミュニティ組織（自治会・町内会等）
- (3) 対象事業及び助成額

区分	対象事業	助成金(10万円単位)
一般 コミュニティ	コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業 (イベント用品、放送設備、お祭り用品等)	1,000～2,500千円、 事業費の10/10以内
コミュニティ センター	コミュニティ活動を実施するための集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業	15,000千円を限度、 事業費の3/5以内 (県で申請4件まで)

(4) 主な留意点

- ア 国の補助金または地方債を充当するものは対象外。
- イ 原則として短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備は対象外。
- ウ 市町が事業主体となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動などの支援に直結する場合に限る。
- エ 事業実施にあたり土地を要する場合で、申請の段階で土地に関わる手続きが完了していないもの（相続手続き未済のもの等）は、助成対象外となる。また、抵当権等の権利関係が付着した土地での実施は対象外。
- オ コミュニティセンター助成事業においては、事業実施年度内に建物の保存登記を完了しなければならない。（市町が事業主体の場合も同様）

(5) 一般コミュニティ・コミュニティセンター助成事業年度別実績

※ 最新年度の実績数については、採択数とする。

区分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
一般	申請件数	72件	67件	65件	67件	55件	61件
	実績件数	30件	30件	33件	57件	49件	51件
コミセン	申請件数	3件	3件	3件	5件	7件	5件
	実績件数	3件	3件	3件	4件	4件	4件

4 事務手続



※ 助成金は、県を経由せず自治総合センターから直接市町に送金される。送金日は、交付通知日より概ね1週間程度であるが、交付通知は県を経由して市町に送付されるため、場合によって、助成金の入金後、交付通知を受理する可能性がある。

3 研修会開催、アドバイザーの 招へい

地域づくり団体活動支援事業 (地域づくり団体全国協議会助成事業)

1 根拠法令等

令和5年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱

2 趣旨

地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体が行う自主的・主体的な地域づくり活動を支援する。

3 事業概要

区分	内容
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人地域活性化センターの賛助会員であるもの ※ ただし、同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」または「地域づくり団体クラウドファンディング活用事業」の助成を受けた団体を除く。 ・地域づくり団体都道府県協議会 ※ ただし、同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」の助成を受けた都道府県協議会を除く。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的・主体的な地域づくりのための研修会等の事業 ・多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 「地域づくり団体活動支援事業実施要綱」別表に定める金額の範囲内で所要額（100千円限度） ・旅費 交通費及び宿泊費の所要額と全国協議会規程に基づき一般財団法人地域活性化センター旅費規程を準用して算出した交通費及び宿泊費のいずれか小さい額（100千円限度） ※ 助成金の額は、150千円を上限とする。
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月1日から12月31日までに県協議会（地域振興課）へ提出 ※ 申請は、原則として事業実施の2ヶ月前までに提出すること。 ※ 地域づくり団体活動支援事業の予算に達し次第、受付を終了する。

しずおか未来づくりネットワーク加盟団体一覧
(地域づくり団体全国協議会登録団体を含む)

番号	地域づくり団体名	代表者名	事務局住所
1	静岡地域学会	西原 純	掛川市久保
2	しずおか未来づくり倶楽部	八木 敏郎	浜松市中区常盤町
3	特定非営利活動法人 日中環境経済センター	八木 敏郎	静岡市駿河区中原
4	静岡県余暇会	近藤 光博	静岡市清水区緑が丘町
5	NPO法人 旅行・観光産業機構	山田 学	静岡市葵区昭和町
6	公益社団法人 日本青年会議所東海地区 静岡ブロック協議会	—	袋井市新屋
7	特定非営利活動法人 下田にぎわい社中	臼井 正明	下田市吉佐美
8	特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島	小松 幸子	三島市芝本町
9	グローバル文化交流協会	福井 善徳	三島市西本町
10	北上くらしのサロン	馬場 妙子	三島市萩
11	特定非営利活動法人みしまびと	山本 希	三島市中央町
12	御殿場市地域づくり活動主事連絡会	土屋 雅	御殿場市萩原
13	特定非営利活動法人 まちづくりトップランナーふじのみや本舗	渡辺 孝秀	富士宮市泉町
14	特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部	加藤 裕一	富士市増川
15	NPO法人 ゆめ・まち・ねっと	渡部 達也	富士市国久保
16	特定非営利活動法人 東海道・吉原宿	鈴木 大介	富士市吉原
17	ホールアース自然学校	広瀬 麗子	富士宮市下柚野
18	特定非営利活動法人 北郷創林隊	天野 伸春	駿東郡小山町大御神
19	門池コミュニティ推進委員会	福田 和男	沼津市岡一色
20	特定非営利活動法人 富士山東麓木の根会	鈴木 勲	駿東郡小山町須走
21	山祭遊民	秋田 悦夫	駿東郡小山町小山
22	特定非営利活動法人 グランベルテ	河村 久子	熱海市泉

番号	地域づくり団体名	代表者名	事務局住所
23	音楽村	松永 俊亮	駿東郡清水町長沢
24	裾野市東地区おやじの会	小川 貴義	裾野市茶畑
25	特定非営利活動法人 ステキな・ごえん	後藤 順一	伊豆市柏久保
26	一般社団法人ママとね	中島 あきこ	三島市芝本町
27	静岡に文化の風を	佐藤 俊子	静岡市葵区上足洗
28	人の集まる街づくり市民会議	田中 楯夫	静岡市葵区大岩本町
29	特定非営利活動法人 SOHO・アット・しずおか	坂本 光司	静岡市葵区昭和町
30	清見瀧大学塾	斎藤 建	静岡市清水区銀座
31	有度ふるさと研究会	大高 富士彦	静岡市清水区草薙
32	夢'sComeさがら	河野 研司	牧之原市新庄
33	カメハメハ王国	渡辺 美穂子	牧之原市波津
34	はいばら未来会	山本 眞	牧之原市細江
35	みらい市民会議	池田 達彦	静岡市清水区北矢部
36	企業組合 くれば	瀧上 龍一	島田市川根町笹間上
37	清水映画祭運営委員会	上田 紘司	静岡市清水区真砂町
38	特定非営利活動法人 子ども未来	杉山 裕之	静岡市清水区八木間町
39	いははらの国づくり倶楽部	山岸 克久	静岡市清水区原
40	みらいはつらつ町づくり	松塚 正美	焼津市一色
41	蒲原地区まちづくり推進委員会	緑川 武	静岡市清水区蒲原新田
42	NPO法人わかもののまち	土肥 潤也	焼津市道原
43	住みよい岩田をめざす会	青島 本一	磐田市匂坂上
44	於保を良くする会	鈴木 義親	磐田市大原
45	田原地域づくり協議会	鈴木 通	磐田市三ヶ野
46	遠州横須賀倶楽部	竹内 誠人	掛川市西大渕
47	大須賀建築士すまいの研究会	芳野 康広	掛川市西大渕

番号	地域づくり団体名	代表者名	事務局住所
48	南郷地区まちづくり協議会	中村 隆哉	掛川市上張
49	特定非営利活動法人 アートコラールきくがわ	笹原 活世	菊川市青葉台
50	新野未来塾	佐藤 陽一郎	御前崎市新野
51	大東経済研究会	宇田 直之	掛川市大坂
52	夢未来くんま	大石 颯	浜松市天竜区熊
53	特定非営利活動法人 魅惑的倶楽部	鈴木 恵子	浜松市中区紺屋町
54	宮口まちおこしの会	竹内 茂	浜松市浜北区宮口
55	湖西フロンティア倶楽部	飯田 康仁	湖西市吉美
56	おもしろ人立「めだかの学校」	榊原 幸雄	磐田市家田
57	アクティブ湖西	杉本 等	湖西市太田
58	いなさ湖フィッシングクラブ	宮分 隆成	浜松市中区早出町

地域づくりアドバイザー派遣制度

1 根拠法令等

地域づくりアドバイザー派遣実施要綱

地域づくりアドバイザー派遣支援事業実施要領

2 趣旨

地域づくりアドバイザーを派遣することにより、地域の特性を活かした地域づくり事業の円滑かつ効果的な推進を図り、もって個性的で魅力ある静岡県づくりに資することを目的とする。

3 事業概要

区分	内容	
事業主体	市町、しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体	
派遣対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりや地域振興をテーマにした講演会やセミナー ・まちづくりや地域振興をテーマにした研究会や勉強会 ・その他地域づくりに関する基本構想や計画策定等において専門的なアドバイスが必要な事業 	
アドバイザーの選定	地域づくりアドバイザー（ドゥタンク）名簿に登載されている者の中から、派遣を希望する団体が選定する。 （ただし、必要と認められる場合は、初回のみこれ以外の者を選定することができる）	
報償費の補助額	市町及び広域団体	所要額×1/2（30千円以内） （ただし、政令指定都市を除き市町村振興協会が10万円以内で残額を助成する）
	地域づくり団体	所要額×1/2（30千円以内）

4 その他

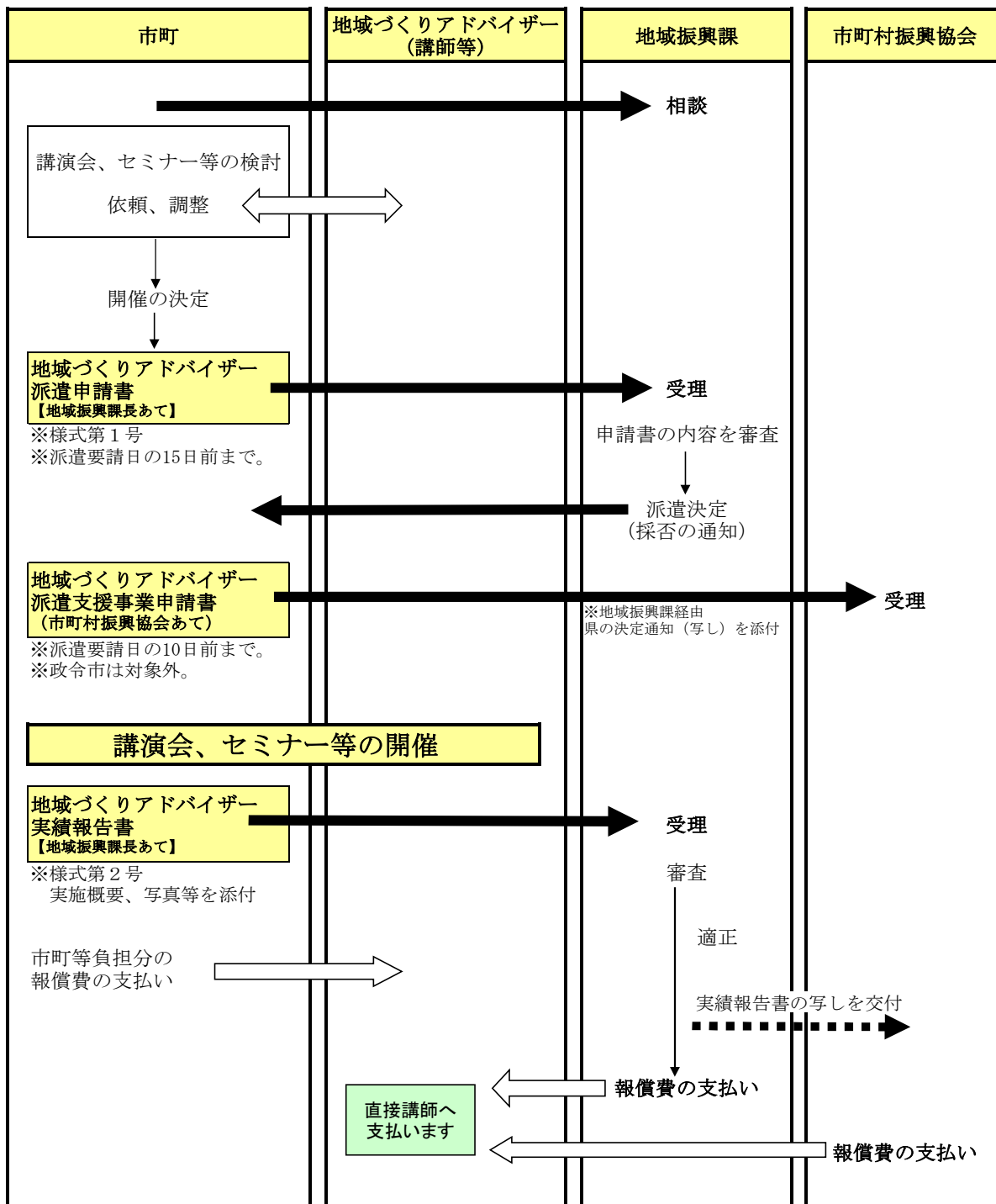
申請者でオンライン環境を手配いただける場合、会場への派遣だけではなく、「オンライン会議」や「会場とオンライン会議の併用開催」についても派遣制度の対象とする。

地域づくりアドバイザー派遣制度

1 利用できる場合

- (1) まちづくりや地域振興のための講演会、セミナー等の講師を呼びたいとき。
- (2) まちづくりに関する研究会や勉強会のアドバイザーが必要なとき。
- (3) ハード及びソフトの地域づくり事業の基本構想策定段階での専門的なアドバイスが必要なとき。
- (4) ハード及びソフトの地域づくり事業の計画構想段階での調整等が必要なとき。

2 制度の流れ



※ しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体が地域づくりアドバイザー派遣制度を利用する場合は、市町村振興協会が実施する「地域づくりアドバイザー派遣支援事業」の対象とならないため、地域振興課の実施する「地域づくりアドバイザー派遣制度」のみ対象となります。

地域づくりアドバイザー名簿

No.	名 前	所 属	分野										
			都市計画	地域づくり	教育・文化	環境	健康・福祉	経済	観光・交流	農山村	防災・防犯	その他	
1	秋山 哲男	北星学園大学客員教授	○				○						
2	秋山 信彦	東海大学海洋学部水産学科					○						○
3	浅井 由剛	(株)カラーコード代表取締役、京都芸術大学学際デザイン研究領域准教授 等		○	○				○	○			
4	飯倉 清太	特定非営利活動法人NPOサプライズ		○		○			○				
5	池田 水穂子	里山くらしLABO 代表		○				○	○	○			○
6	石野 正治	静岡地方自治研究センター理事長		○				○					
7	泉 一也	(株)場活堂		○	○								
8	市来 広一郎	(株)machimori代表取締役、特定非営利活動法人atamista代表理事 等	○	○					○	○			
9	伊藤 光造	(株)地域まちづくり研究所主宰、特定非営利活動法人くらしまち継承機構理事長 等	○	○									○
10	犬塚 協太	静岡県立大学教授			○								○
11	井野 盛夫	常葉大学静岡草薙キャンパス客員研究員				○						○	
12	今井 晴彦	(株)サンプランナーズ、(株)アルメック	○	○					○	○		○	
13	岩崎 邦彦	静岡県立大学経営情報学部教授		○					○	○	○		
14	上野 裕晃	カヤックタパ自然学校		○					○				
15	上野 征洋	社会情報大学院大学学長、静岡文化芸術大学名誉教授 等		○	○								
16	海野 芳幸	(株)地域まちづくり研究所取締役	○	○					○	○	○		
17	大石 歩真	NPO法人クロスメディアアしまだ		○					○				○
18	大石 桂子	静岡県立大学短期大学部助教		○			○						
19	大河内 昭宏	建築企画デザイン事務所S.R.C.O.		○		○	○						
20	大坪 檀	静岡産業大学総合研究所長、学校法人新静岡学園理事長		○	○				○				
21	大西 涼太郎	一般社団法人日本パラサイクリング連盟、Total Coordination AZ 代表		○	○								○
22	大平 展子	NPO法人夢未来くま副理事長					○		○	○			
23	尾関 利勝	(株)地域計画建築研究所名古屋事務所	○	○	○	○			○	○	○	○	
24	小田 圭介	裾野市東地区おやじの会		○	○		○						
25	折口 みゆき	学校法人立教大学経営学部兼任講師、ギビングツリーパートナーズ(株)取締役 等		○	○								
26	勝又 さつき	NPO法人エコハウス御殿場理事長		○	○	○							
27	加藤 雅功	日本大学大学院非常勤講師		○	○	○			○				
28	川北 秀人	IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]		○					○				○
29	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授	○	○		○							

No.	名 前	所 属	分野										
			都市計画	地域づくり	教育・文化	環境	健康・福祉	経済	観光・交流	農山村	防災・防犯	その他	
30	川口 良子	合同会社デザイン・アープ	○	○							○		
31	木村 精治	(有)都市環境デザイン研究所代表取締役	○	○	○						○	○	
32	甲賀 雅章	(株)シーアイセンター、 ソーシャルデザイン研究所 等		○	○					○			○
33	小櫻 義明	静岡大学名誉教授		○						○	○		
34	小嶋 睦雄	静岡大学名誉教授		○		○					○		
35	小杉 俊雄	小杉経営研究所		○					○				
36	後藤 俊夫	日本経済大学東京渋谷キャンパス教授		○					○				
37	小林 治人	(株)東京ランドスケープ研究所	○			○					○		
38	坂野 真帆	(株)そふと研究室		○						○	○		
39	坂本 光司	法政大学教授		○					○				
40	櫻井 常矢	公立大学法人高崎経済大学		○									
41	櫻澤 仁	文教学院大学大学院経営学研究科教授		○				○	○				
42	佐野 荘一	NPO法人東海道・吉原宿		○	○					○			
43	沢登 次彦	(株)リクルートライフスタイルじゃらんリサーチセンター長		○						○			○
44	清水 忠男	デザインスタジオTAD:共生環境デザイナー		○	○	○	○			○			
45	杉本 錬堂	(有)ヒーリング・ストーンズ、 NPO法人錬堂塾理事						○	○				○
46	高木 敦子	(有)アムズ環境デザイン研究所代表取締役	○	○						○			
47	高木 桂蔵	静岡県立大学名誉教授		○	○								
48	龍居 竹之介	龍居庭園研究所所長		○		○							○
49	田中 孝治	地域・産業研究所、NPO法人地域づくりサポートネット副会長		○							○		
50	鶴 真彦	(株)博報堂		○						○			○
51	寺田 朝子	雑誌「パンの耳」元編集長			○	○							○
52	渡村 マイ	一般社団法人SACLABO代表理事		○						○			
53	外山 佳邦	(株)55634		○									○
54	西浦 好美	BLOW.WIND		○	○					○			
55	二宮 孝嗣	セイセイナーセリー			○						○		○
56	野口 智子	ゆとり研究所所長、NPOスローライフ・ジャパン事務局長・副理事長		○	○			○					
57	野須 潔	(株)アームス		○	○			○					

No.	名 前	所 属	分野									
			都市計画	地域づくり	教育・文化	環境	健康・福祉	経済	観光・交流	農山村	防災・防犯	その他
58	平野 正俊	「体験学習農園」キウイフルーツカントリーjapan		○	○	○		○		○		
59	古川 靖史	(株)タカハ都市科学研究所	○									
60	星 岳彦	近畿大学生物理工学部生物工学科教授		○		○				○		○
61	増田 健太郎	NPO法人伊豆のせんたんコンシェルジェ代表理事		○			○		○			
62	水品 一彦	(株)田方映像		○					○			○
63	宮木 康夫	公共経営研究所、 (株)地域事業再生パートナーズ		○								○
64	望月 誠一郎	(株)地域デザイン研究所所長	○	○		○			○			
65	森田 創	合同会社うさぎ企画		○				○	○			
66	森田 みか	(有)創造工房			○			○	○			
67	守本 尚子	プロセスコンサルタント		○	○							
68	山内 秀彦	(株)東海まちづくり研究所	○			○				○		
69	山田 知宏	(有)日の出企画		○					○			○
70	山本 耕平	(株)ダイナックス都市環境研究所		○		○						
71	渡邊 知	(株)ファイアープレイス		○					○			
72	渡辺 純	(株)JWA建築・都市設計	○							○		○
73	山口 久芳	—			○							

地域防災人材バンク

1 根拠法令等

地域防災人材バンク事務取扱要領

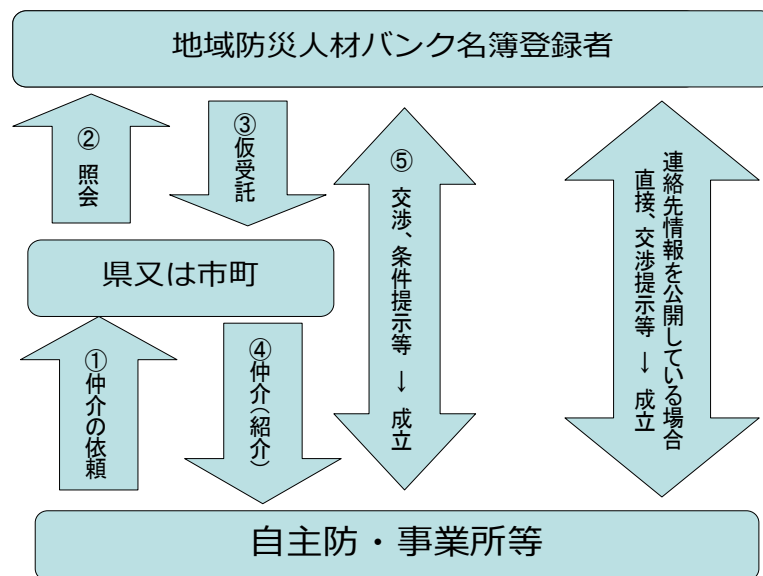
2 事業概要

静岡県知事が認証した「ふじのくに防災士（静岡県防災士）」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の中で、地域や職域で防災活動に、指導者や講師、アドバイザーなどとして協力・貢献できる方を「地域防災人材バンク」に登録し、氏名や専門分野等を記載した名簿を公開することにより、自主防災組織や事業者が、防災活動に必要とする人材を確保しやすくすると同時に、認証を取得している方の活動の場を設ける。

(1) 公開の概要

- ・公開場所 静岡県地震防災センターホームページ
- ・公開内容 氏名、住所、職業、専門分野など（一部非公開）
- ・名簿登録者数 410人（令和5年3月31日現在）

(2) 名簿の活用イメージ（県又は市町が仲介（①～⑤）、直接交渉の2パターン）



3 問合せ先

- ・各市町防災担当課
- ・県危機管理部危機情報課防災啓発班（地震防災センター）

電話：054-251-7100 FAX：054-251-7300

メール：eq-center@amethyst.broba.cc

県政出前講座制度

1 事業概要

区分	内容
目的	県が取り組む事業や施策等について、県の担当者が地域に出向き、又は県施設等において、県民等の対象者に担当者ならではの情報や知識を織り交ぜて説明し、県政への理解と関心を深めることを目的とする。
実施内容	実施予定講座は県ホームページ上で公開 https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/pr/1007455.html ※実施については、各所属へお問合せください。

2 令和5年度県政出前講座一覧（令和5年4月20日現在）

担当課（局・所）	実施期間	講座名
データ活用推進課	R5. 6. 1～R6. 2. 29	統計出前講座
		オープンデータ出前講座
多文化共生課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	世界の文化と暮らしの出前教室
危機情報課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	防災出前講座（静岡県地震防災センター）
県民生活課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	景品表示法出前講座
	R5. 4. 10～R6. 3. 31	ユニバーサルデザイン出前講座
	R5. 6. 17～R6. 3. 31	心のUDプラス実践講座
東部県民生活センター	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県消費者教育出前講座
	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県高校生消費者教育出前講座
中部県民生活センター	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県消費者教育出前講座
	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県高校生消費者教育出前講座
西部県民生活センター	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県消費者教育出前講座
	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県高校生消費者教育出前講座
賀茂広域消費生活センター	R5. 4. 1～R6. 3. 31	静岡県消費者教育出前講座
こども家庭課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	ヤングケアラーの理解向上講座
商工金融課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	中小企業向け件制度融資出前講座
畜産振興課	R5. 4. 1～R6. 3. 29	こども獣医入門講座
林業振興課	R5. 5. 8～R6. 1. 31	林業出前講座
沼津財務事務所管理課	R5. 5. 1～R6. 3. 10	税を知る出前講座
賀茂地域局危機管理課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	防災出前講座

東部地域局危機管理課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	学校向け防災出前講座
		住民向け防災出前講座
西部地域局危機管理課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	地震防災出前講座
静岡県富士山世界遺産センター	R5. 4. 1～R6. 3. 31	富士山世界文化遺産出前講座
静岡県埋蔵文化財センター 調査課	R5. 4. 20～R6. 3. 28	埋蔵文化財センター出前講座
		埋蔵文化財センター体験授業
沼津土木事務所下水道課	R5. 4. 17～R6. 3. 20	狩野川西部浄化センター施設見学
		狩野川東部浄化センター施設見学
静岡土木事務所	R5. 4. 1～R6. 3. 31	海岸の出前講座
		巴川の出前講座
		土砂災害に関する出前講座
		川の出前講座
御前崎港管理事務所企画振興課	R5. 4. 1～R6. 3. 31	御前崎港施設見学会

静岡県景観形成推進アドバイザー制度

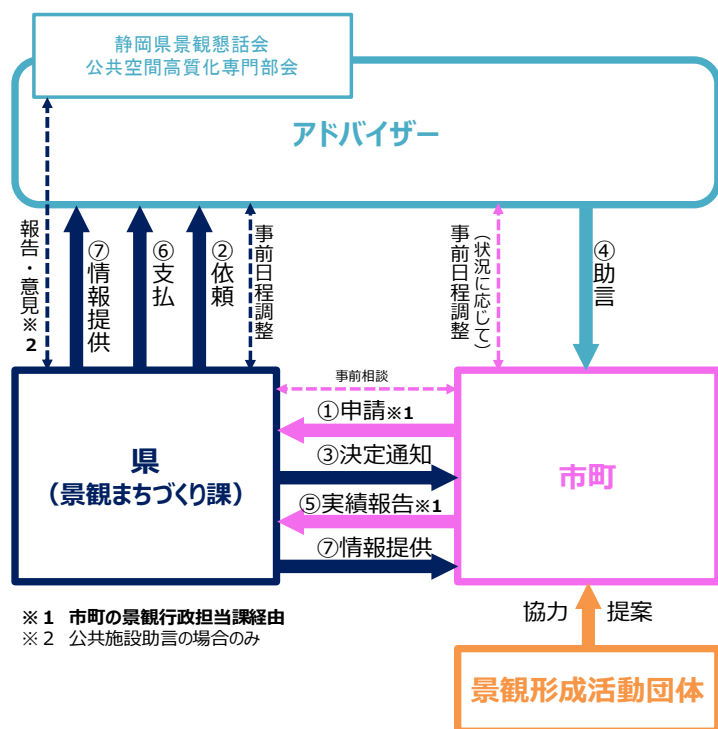
1 趣旨

市町や景観形成活動団体が進めるまちづくり（公共施設的设计・施工や景観計画の策定等）を、景観形成の視点から支援するため、景観・まちづくり等の専門家をアドバイザーとして派遣する。

2 制度の概要

事業対象者	市町（指定都市を除く） 景観形成活動団体（活動所在地が指定都市を除く） ※景観形成活動団体とは、市町区域内において良好な景観の形成に取り組んでいる2人以上で構成される者をいう。ただし、民間企業は除くものとする。
費用等	アドバイザーの派遣に要する経費（謝金・旅費） 現地での会場の手配、備品の用意（配布資料、パソコン、プロジェクター等）、最寄駅からの講師の送迎等は、支援の対象外
対象事業 （ ）内は県が負担する報償費	市町または景観形成活動団体が実施する次のもの (1) 公共施設等の色彩・デザイン等の検討（35,300円/日） (2) 景観に関連する計画の検討（5,250円/時間） (3) 景観形成の啓発に係る講演（30,000（25,000）円/時間） (4) その他良好な景観形成に資する取組（(2)と同じ）
アドバイザー	登録されている景観、まちづくり、観光、教育等の専門家39名から、派遣を希望する団体が選定する。
申請方法	市町から県景観まちづくり課に申請 （景観形成活動団体は、活動所在地の市町を経由して申請）

3 アドバイザー制度の利用手続



※1 市町の景観行政担当課経由
※2 公共施設助言の場合のみ

県と市町による事前相談、アドバイザーとの事前日程調整後に次の手続を行う。

景観形成活動団体は、活動所在地の市町にアドバイザー活用の提案を行う（協力を依頼）。

①市町が名簿からアドバイザーを選定し、県に派遣を申請（④の概ね2週間前までに）

②県がアドバイザーに依頼

③県が市町に派遣決定を通知

④アドバイザーによる助言の実施

⑤市町が県に実績を報告（④実施後の概ね7日以内）

⑥県がアドバイザーに報償・旅費を支払

⑦県が全てのアドバイザー、市町に情報提供

4 アドバイザー名簿

景観・まちづくり

氏名	所属・役職	専門分野	備考
天野 光一	日本大学理工学部特任教授	景観	※1
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構理事長	景観、まちづくり	※1
金田 享子	公益社団法人日本サインデザイン協会常任理事	サインデザイン	
川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授	都市デザイン	
齋藤 潮	東京工業大学名誉教授	景観	
西森 陸雄	工学院大学建築学部教授	建築	
伊藤 登	一般社団法人パブリックデザインコンソーシアム副理事長	景観	※1
岡田 智秀	日本大学理工学部教授	景観	※1
加藤 幸枝	有限会社クマ代表取締役	色彩計画	※1
佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部教授	景観	※1
吉田 慎悟	有限会社クマ取締役	色彩計画	※1
荒井 歩	東京農業大学地域環境科学部教授	造園、景観	
磯村 克郎	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	公共デザイン	
亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	建築	
川口 良子	合同会社デザイン・アープ代表	地域計画、建築	
寒竹 伸一	静岡文化芸術大学副学長 特任教授	建築、都市計画	
塩見 寛	常葉大学法学部講師	まちづくり	
清水 裕子	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員	まちづくり	
高木 敦子	有限会社アムズ環境デザイン研究所代表取締役 特定非営利活動法人地域づくりサポートネット副代表理事	地域づくり	
田中 孝治	地域・産業研究所 所長	地域づくり	
土屋 和男	常葉大学造形学部教授	建築	
花澤 信太郎	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	建築・都市デザイン	
東 恵子	東海大学名誉教授	デザイン、色彩、まちづくり	
福井 恒明	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授	土木デザイン、景観	※2
山内 秀彦	特定非営利活動法人地域づくりサポートネット代表理事	都市計画、環境	
木下 勇	大妻女子大学 教授	都市計画、まちづくり	

※1 静岡県景観懇話会設置要綱に基づく公共空間高質化専門部会員

※2 R5年度はオンラインでのみ対応可能

観光・教育等

氏名	所属・役職	専門分野	備考
渡邊 靖乃	三島市社会教育委員	教育、探究学習、 地域連携	
Tony Everitt	Tourism Shizuoka Japan戦略アドバイザー	観光	
青木 辰司	東洋大学名誉教授	農村計画	
岩崎 邦彦	静岡県立大学経営情報学部教授	マーケティング	
大久保 あかね	静岡県立大学経営情報学部教授	観光	
紅林 眞実	株式会社丸紅ソーシャルコミュニケーション部長	観光	
坂野 真帆	株式会社そふと研究室代表取締役	観光、地域づくり	
佐藤 雄一	コンセプト株式会社代表取締役	観光、商品化計画	
白井 昭義	有限会社ブレインチャイルド代表	観光	
廣住 和良	株式会社ディスタンス・インターナショナル代表取締役	広報、コミュニケーションデザイン	
堀川 知廣	静岡産業大学学長	農業政策	
山本 早苗	常葉大学社会環境学部教授	環境・社会学	
卯月 盛夫	早稲田大学社会科学総合学術院 教授	住民参加 ことのみちづくり	

5 問い合わせ先

県景観まちづくり課

《参考》

事業概要やアドバイザープロフィールは県ホームページ上で公開

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/keikan/1029815.html>

地方創生アドバイザー事業

((一財) 地域活性化センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度地方創生アドバイザー事業実施要綱

2 趣旨

地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。

3 事業概要

区分	内容
助成対象団体	市町（指定都市を除く）、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成対象事業	助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの
助成額等	助成対象経費の100%以下で、①・②・③の合計額が、200千円を上限とする。 ① 謝金 事業に要する額でアドバイザー1人1回につき100千円を上限 ② 交通費 事業に要する額（ただしグリーン料金等は除く） ③ 宿泊費 事業に要する額でアドバイザー1人1泊につき13,300円を上限

4 年間スケジュール

【前年度】

日程	内容
11月下旬	募集通知
1月中旬	申請書提出（ただし、県を経由すること）
3月下旬	交付決定

【事業年度】

日程	内容
4月1日から2月末日	事業実施
6月下旬	事業進行表提出
2月末日 又は完了後1月以内	実績報告書等提出
3月下旬	交付確定・助成金の交付

地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）
 （（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）事業）

1 根拠法令等

令和5年度地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）実施要綱

2 趣旨

地域再生に取り組もうとする市町に対し、財団から知識やノウハウを有する外部専門家（地域再生マネージャー等）を派遣し、現地調査、必要な助言・協働等を行うことにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりを支援

3 事業概要

区分	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の市町（政令指定都市を除く）において本事業を実施する場合 ・複数の市町において共同で本事業を実施する場合
派遣内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1件当たり1回（1人）までの派遣 ・最終日に調査結果を市町長等に報告
派遣方法	(1) 市町が単独で実施する場合（次のいずれか） ア 現地調査と報告会を連続する3日間で実施 イ 連続する2日間で現地調査を実施し、後日オンラインで報告会を実施 (2) 複数の市町が共同で実施する場合（次のいずれか） ア 複数の市町が隣接する場合は、原則として連続する3日間で現地調査を行い、後日オンラインで報告会を実施 イ 複数の市町のうち、隣接していない市町を含む場合は、原則として連続する2日間の現地調査をそれぞれの市町で行い、後日オンラインで報告会を実施 (3) 現地調査及び報告会終了後、外部専門家との調整が可能な場合には以下の事項を実施することができる ア 外部専門家のオンライン相談 イ 外部専門家の現地再調査
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家への謝金及び旅費は原則として財団が負担 ・その他必要となる経費は、原則として派遣を受ける市町の負担
実施期間	通年
採択予定件数	10件程度
申請期間	随時（採択予定件数に達し次第終了）

4 留意事項

財団に直接申請（県に写しを送付）

地域再生マネージャー事業（ふるさと再生事業） （（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）事業）

1 根拠法令等

令和5年度地域再生マネージャー事業（ふるさと再生事業）実施要綱

2 趣旨

地域再生に取り組む市町が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家（地域再生マネージャー等）を活用する場合、その費用の一部を助成することにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域作りを支援

3 事業概要

区分	内容	
助成対象者及び 助成上限額	市町（政令指定都市を除く）が単独で取り組む場合	1 事業あたり 7,000 千円以内
	複数の市町が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては当該団体）	1 事業あたり 10,000 千円以内
助成率	助成対象経費の 2 / 3 以内	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家の活用に関する経費（人件費・謝金、旅費） ・ その他経費（旅費、委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、消耗品費、通信運搬費等） 	
助成対象期間	令和5年4月1日～令和6年2月20日	
申請期間	令和4年11月1日～令和4年12月12日	

4 留意事項

- (1) 財団に直接申請（県に写しを送付）
- (2) 交付決定後は、採択団体名、事業名、その取組内容及び成果について、財団の広報媒体を通じて公表

公民連携アドバイザー派遣事業

((一財) 地域総合整備財団 (ふるさと財団) 事業)

1 根拠法令等

令和5年度公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱

2 趣旨

公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は(一財)地域総合整備財団職員(以下、「アドバイザー」という。)を派遣し、アドバイスをを行う。

3 事業概要

区分	内容
対象団体	地方公共団体
対象事業	<p>下記公民連携手法について高度な専門知識、ノウハウ、経験を有する専門家等を、地方公共団体に派遣する。</p> <p>(1) PPP/PFI等 PFI法に基づくPFI事業の他、公民連携(PPP)による公共施設等の整備、運営・管理等を行う事業</p> <p>(2) 公共施設マネジメント 地方公共団体が保有する公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動しながら管理・運用する仕組みを活用する事業</p>
派遣方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1地方公共団体に対し1回派遣 ・派遣時期等は、地方公共団体と協議のうえ決定する。 ・派遣件数は、30団体程度とする。
費用	<p>アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)は、原則として財団が全額負担する。 (派遣実施確認後、財団からアドバイザーへ直接支払う。)</p>
申込期限	令和5年1月31日
申込方法	財団へ直接申請

第2 特定の地域向け支援 (過疎地域等)

過疎地域の持続的発展のための対策

1 根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

2 目的

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講ずることにより、持続的発展を支援し、人材の確保・育成、雇用の増大、住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

3 本県の過疎地域（令和3年4月1日時点）

区分	該当地域
過疎地域 （2市5町）	伊豆市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町
特定市町村※ （3市6区域）	沼津市（旧戸田村の区域）、島田市（旧川根町の区域） 浜松市（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町の区域）

※令和3～8年度までを経過措置期間として、特別措置が適用される市町（区域）

4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく主な特別措置

(1) 国庫補助率の嵩上げ（法第12条）

- ・教育施設（公立小中学校統合に伴う建築等）（1/2⇒5.5/10）
- ・児童福祉施設（保育所の新設等）（1/2⇒2/3、5.5/10）
- ・消防施設（機械器具・設備の購入・設置等）（1/2⇒5.5/10）

(2) 過疎対策事業債（法第14条）

- ・充 当 率：原則100%
- ・交付税措置：元利償還金の70%が基準財政需要額に算入
- ・対 象 事 業：市町村過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する事業

(3) 基幹的な市町村道、農道、林道の県代行整備（法第16条）

(4) 金融措置（法第21、22条）

- ・政府系金融機関等からの低利融資の継続

(5) 税制措置（法第23、24条）

- ・国税の減価償却の特例
- ・地方税の減収補填措置（課税免除及び不均一価税措置）

5 過疎地域の持続的発展の支援に関する交付金制度

目的：各種事業の費用を助成することで、過疎地域の持続的発展を支援

要綱：過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱

過疎地域持続的発展支援交付金

1 持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施する ICT 等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援するための事業。

区分	内容等	
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎市町村 ・ 構成市町村の 1 / 2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等 ・ 都道府県 	
対象事業	<p>次のア又はイに該当する事業で、過疎地域持続的発展計画に基づき実施する事業</p> <p>ア ICT 等技術活用事業で、その目的が次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 産業振興（スモールビジネス振興） (イ) 生活の安心・安全確保対策 (ウ) 集落の維持・活性化対策 (エ) 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 (オ) 地域文化伝承対策 (カ) 環境貢献施策の推進 <p>イ 人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 都道府県が実施するもの 地域リーダーの育成、交流、分野別の人材育成研修等 (イ) 市町村等が実施するもの 伝統、文化の継承といった地域が特定されるものに限る。 <p>※都道府県が実施する事業と重複しない事業であること</p>	
対象経費	<p>ア ICT 等技術活用事業費 ICT 等技術を活用する事業で上記の(ア)～(カ)の取組を目的とするものに要する経費</p> <p>イ 人材育成事業 過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費</p>	
交付限度額	【定額】 2,000 万円（交付対象経費の合計が 500 万円以上）	
事業の採択	選定方法	有識者による事業審査結果を踏まえ、総務省過疎対策室において決定
	選定基準	先進性、主体性、実現性、継続性、実効性、適格性
	スケジュール (例年)	3月：募集 4月：有識者による事業評価 5月：総務省による選定・内示 6～7月：交付申請・交付決定

2 遊休施設再整備事業

過疎地域にある遊休施設を再活用して、地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を支援するための事業。

区分	内容等	
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域市町村 ・ 構成市町村の 1 / 2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等 	
対象事業	<p>次のア～オに掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること</p> <p>イ 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること</p> <p>ウ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること</p> <p>エ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること</p> <p>オ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること</p>	
対象経費	主要施設改修費	遊休施設の改修に必要な経費 (庁舎等公用に供する部分を除く)
	機能拡張にかかる付帯施設・設備費	主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの (庁舎等公用に供する部分を除く) <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設費 <ul style="list-style-type: none"> ・ アトリエ、ギャラリー ・テナント店舗 ・ 景観整備施設 ・その他必要と認められる施設 (2) 設備費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信設備 (専用システム構築を伴うもの)
交付限度額	【補助率】 1 / 3 ※一事業当たりの交付対象経費の限度額は、6,000 万円	
事業の採択	選定方法	総務省過疎対策室において決定
	選定基準	必要性、実現性、継続性・発展性
	スケジュール (例年)	3月：募集 5月：総務省による選定・内示 6～7月：交付申請・交付決定

3 集落ネットワーク圏形成支援事業

過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援するための事業。

区分	内容等	
交付対象者	過疎地域等の市町村	
事業実施主体	本事業の趣旨に沿った事業を実施する地域運営組織等	
対象事業	集落ネットワーク圏において地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業	
対象経費	事業実施計画に基づく事業で、次に掲げるものに要する経費 ① 産業振興（特産品の開発・販売促進 PR 事業等） ② 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、買物支援等） ③ 都市と地域の交流・移住促進対策 ④ 地域文化伝承対策 ⑤ その他適当と認められるもの ※食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く	
交付限度額	【定額】 15,000 千円 ※専門人材活用(+5,000 千円)、ICT 等技術活用(+10,000 千円)、 専門人材活用及び ICT 等技術活用(+15,000 千円) ※下限は 500 万円とする（募集要領による）	
事業の採択	選定方法	有識者による事業審査結果を踏まえ、総務省過疎対策室において決定
	選定基準	先進性、市町村主体性、住民主導性、実現性、継続性、実効性、適格性
	スケジュール (例年)	3月：募集 4月中旬：有識者による事業評価、審査・採択地区の決定 5月：総務省による選定・内示 6～7月：交付決定

4 集落活性化推進事業費補助金

人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、「小さな拠点」の形成を推進するための事業。

区分	内容等	
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域を含む市町村 ・対象市町村により組織される一部事務組合等 	
対象事業	<p>以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能「生活圏必須機能」を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合） ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業 	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化推進事業実施要領第2条に規定する施設の整備（調査、設計、測量、試験、工事の施工、工事監理、付帯設備整備）に直接必要な経費 ・上記の施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等 	
交付限度額	【補助率】市町村：1／2以内、NPO等間接補助事業者：1／3以内	
事業の採択	選定方法	国土交通省地方振興課において審査・決定
	選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する内容が事業主旨に合致していること ・事業実施市町村が掲げる事業目標に沿ったもので、具体的な効果が期待できること ・テーマの共通性、モデル性、先導性 ・事業実施主体や事業計画の具体性
	スケジュール (例年)	<p>12～1月：事業構想調書の提出 2月：事業評価 3月：国交省による事業審査・採択地区の決定、内示 4月：交付申請書類の提出、交付決定</p>

辺地の振興

1 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

2 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島等のへんぴな地域（以下「辺地」という。）について、公共的施設の整備を促進し、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差の是正を図る。

3 事業概要

区分	内容
辺地要件	当該地域の中心（宅地価格の最高地点）を含む 5 km ² 以内の面積の中に 50 人以上の人口を有し、かつ、辺地度点数 [*] が 100 点以上である地域 [*] 辺地度点数とは、地域の中心から駅、学校、医療機関、郵便局、市町村の事務所等までの最短距離や地域における公共交通機関の運行回数などにより算定されたへんぴな程度を示す点数をいう
辺地総合整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律により公共的施設を整備しようとする市町村は、県と協議の上、市町村議会の議決を経て辺地総合整備計画を策定し、総務大臣に提出 ・辺地総合整備計画に基づく施設整備について、辺地対策事業債が充当
対象事業	次に掲げる「公共的施設」が対象とされている <ul style="list-style-type: none"> ・交通通信施設：市町村道、橋りょう、農林道等 ・厚生施設：消防施設、診療施設、飲用水供給施設等 ・教育文化施設：公立の小中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のへき地集会室等 ・産業振興施設：地場産業の振興に資する施設等 ・その他：電灯用電気供給施設
充当率	原則 100%
交付税措置	元利償還金の 80%が基準財政需要額に算入

4 本県の辺地の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

12 市 5 町 辺地（人口 11,159 人、面積 501.9km²）

辺地対策事業債及び過疎対策事業債

＜辺地対策事業債と過疎対策事業債の比較＞

	辺地対策事業債	過疎対策事業債
目的	他地域との生活水準格差是正	過疎地域の持続的発展
対象地域	辺地（市町村内の集落等を単位）	過疎地域、一部過疎地域、みなし過疎地域、特定市町村 等
計画	辺地総合整備計画	過疎地域持続的発展市町村計画
	策定主体	市町村
	必要性	任意（活用する対象事業がある場合に策定）
	計画期間	任意で設定（5年以内）
対象事業	辺地総合整備計画に基づく事業（施設整備事業のみ）	過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業（ソフト事業も可）
具体例	<p>＜辺地対策事業債、過疎対策事業債共通＞</p> <p>①産業振興：農林業、地場産業、観光関連施設</p> <p>②交通通信：市町村道、農林道、電気通信施設</p> <p>③生活環境：飲用水施設、下水道施設、消防施設</p> <p>④福祉、医療：保育所、児童館、母子健康包括支援センター、老人福祉施設、診療所、診療車、医療機器</p> <p>⑤教育、文化：公立小中学校教員住宅、給食施設、体育施設、児童生徒用寄宿舎、通学用自動車、公民館、集会施設</p> <p>＜過疎対策事業債のみ＞</p> <p>①産業振興：第三セクターへの出資、漁港施設、港湾施設、企業誘致及び起業促進のための工場・事務所</p> <p>②交通通信：鉄道施設等</p> <p>③生活環境：一般廃棄物処理施設、火葬場</p> <p>④福祉、医療：市町村保健センター、病院、認定こども園、障害者・障害児福祉施設</p> <p>⑤教育、文化：公立小中学校の校舎、屋外運動場、水泳プール、市町村立の幼稚園、市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、通学用自動車、図書館</p> <p>⑥集落再編：集落移転用地の取得、定住促進団地の整備</p> <p>⑦太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設</p> <p>⑧地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業</p>	
起債充当率	原則 100%	原則 100%
交付税措置	元利償還金の 80%が基準財政需要額に算入	元利償還金の 70%が基準財政需要額に算入

地域活性化事業債

1 根拠法令等

令和5年度地方債同意等基準運用要綱

2 趣旨

自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業や中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業及び合併の円滑化に係る事業といった地域の活性化のための基盤整備事業を対象とし、地方公共団体が行う事業に対し国（総務省）が財政措置を講ずる。

3 事業概要

総務省より例示された下記の事業を対象とする。

事業メニュー	事業概要
(1) 地域経済循環の創造	自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備 ア 地域資源活用事業 イ 地域情報通信基盤整備事業 ウ 自然再生・地球温暖化対策事業 エ 国土保全対策事業
(2) 人材力の活性化	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備 ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校等の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私立大学等の設置者からの買取りは除く。）
(3) 地域の歴史文化資産の活用	個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備 ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）、同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）、同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史

	的建造物・街並みの保存及び周辺整備等
(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保	<p>少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備</p> <p>ア 公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティ、公共施設における男女別トイレの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり</p> <p>イ 子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設及び乳児用ベッドや幼児用の椅子を備えたトイレ、授乳室、休憩室、託児室等の女性・子育て支援関連施設の整備</p> <p>ウ リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備</p> <p>エ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入</p> <p>オ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備</p>
(5) 連携中枢都市圏構想の推進	<p>連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備</p>
(6) 定住自立圏構想の推進	<p>定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要な施設等の整備</p>
(7) 合併の円滑化	<p>市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、次に掲げるイからハまでの要件の全てを満たす事業</p> <p>ア 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業であること</p> <p>イ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること。</p> <p>ウ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること</p>

4 財政措置の内容

- ・令和4年度からの継続事業及び令和5年度新規事業は充当率90%
- ・各事業の元利償還金の30%相当額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第3 まち・ひと・しごと創生

デジタル田園都市国家構想交付金

1 デジタル実装タイプ

(1) 根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱

(2) 趣旨

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を国が交付金により支援する。

(3) 事業概要

① デジタル実装タイプ（制度要綱／第6 交付対象事業等／1 1）関係）

区分	内容	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業 コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているもの 	
事業種別	TYPE 1	他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組
	TYPE 2	データ関係基盤を活用し、複数サービスの実装を伴う取組
	TYPE 3	データ関係基盤を活用し、複数サービスの実装を伴う取組のうち、新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓
	マイナンバー ※	マイナンバーカードの普及率の高い団体において、全国への横展開モデルとなる先行事例構築に寄与する取組
交付上限 (補助率)	TYPE 1	国費上限 1億円 (補助率 1/2)
	TYPE 2	国費上限 2億円 (補助率 1/2)
	TYPE 3	国費上限 6億円 (補助率 2/3)
	マイナンバー ※	国費上限 3億円 (補助率 10/10)

※正式名称は「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」。当該事業は令和5年度予算（令和4年度補正予算）限りの時限措置となっている。

② 地方創生テレワークタイプ（制度要綱／第6 交付対象事業等／1 2）関係）

区分	内容	
対象事業	A) サテライトオフィス等整備事業（自治体運営設整備等） 地方公共団体がサテライトオフィス等を開設・運営、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進する事業	
	B) サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等） 地方公共団体が、民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、開設・運営を支援し、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進する事業	
	C) サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進） 地方公共団体が、域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス等施設利用を促進するため、テレワーク関連設備の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進する事業	
	D) 進出支援事業 ①～③の事業対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出を支援する事業	
	E) 進出企業定着・地域活性化支援事業 サテライトオフィス等を利用する進出企業が地元企業等と連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する取組を支援する事業	
補助率	高水準タイプ	標準タイプ
	3 / 4	1 / 2
交付上限	事業 A・B	【施設整備・運営費】事業費 最大 9,000 万円／施設 【プロジェクト推進】事業費 最大 1,200 万円／団体
	事業 C	事業費 最大 1,200 万円／団体
	事業 D	進出支援金支給額 最大 100 万円／社
	事業 E	事業費 最大 3,000 万円／事業

(4) スケジュール（令和5年度参考）

① デジタル実装タイプ

第1回募集	内容
2月13日	実施計画申請
3月9日	採択事業の公表
4月1日	交付決定

② 地方創生テレワークタイプ

第1回募集	内容
1月25日	実施計画申請
3月9日	採択事業の公表
4月1日	交付決定

2 地方創生推進タイプ

(1) 根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）交付要綱

地方創生道整備推進交付金交付要綱

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱

地方創生港整備推進交付金交付要綱

(2) 趣旨

地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てる交付金であり、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

また、地方版総合戦略に位置づけられた取組を推進するための基盤となる施設の整備を支援することにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化などによる地方創生を実現させることを目的とする。

(3) 事業概要

① 法第5条第4項第1号イに規定する事業（旧地方創生推進交付金分）

区分	内容
国予算額 (補助率)	当初予算 1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度：補助率 1 / 2）
対象事業	地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業 (例：しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり等) (1) 先駆タイプ 官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素を含む事業 (2) 横展開タイプ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業 (3) Society5.0 タイプ 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業
認定基準	・「先導的な事業」とは、具体的には以下のような要素を有する事業 ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、 ⑤デジタル社会の形成への寄与、⑥事業推進主体の形成、 ⑦地域社会を担う人材の育成・確保 等 ・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標の設定に努めるなど、当該交付金を充てて行う事業について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること ・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業の実施が円滑かつ確実であると見込まれること

新規 申請可能 事業数		中枢中核都市	その他市町
		5事業以内 (広域連携事業は2事業まで追加可)	4事業以内 (広域連携事業は1事業まで追加可)
交付 上限	先駆	2億5,000万円	2億円 ※
	横展開	8,500万円	7,000万円 ※
	Society5.0	3億円(申請可能事業数の枠外)	
ハード 事業割合	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合は、原則として5割未満 ※ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、ハード事業の割合が5割以上(8割未満)であっても申請可能		

※広域連携事業において、以下の①、②いずれかに該当する場合には、中枢中核都市と同様の交付上限となる。

- ① 2団体以上が定住自立圏を形成する団体であり、交付対象事業が「定住自立圏共生ビジョン」に基づく取組である場合
- ② 2団体以上が連携中枢都市圏を形成する団体であり、交付対象事業が「連携中枢都市圏ビジョン」に基づく取組である場合

② 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業
(旧地方創生整備推進交付金分)

区分	内容
助成対象団体	地方公共団体
補助率	30/100~8/10(施設、条件不利地域の指定等により異なる)
補助対象経費	□ 道の新設、改築、改良等(市町村道、広域農道、林道) □ 汚水処理施設の整備(公共下水道、集落排水施設、浄化槽) □ 港の整備(重要港湾、地方港湾、第一種・第二種漁協)
留意事項	□ 地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える上記の2種類以上の施設の総合的な整備が対象

(4) スケジュール(参考:令和5年度イに規定する事業)

区分	第1回募集	第2回募集	内容
・新規事業 ・継続事業	1月25日	6月上旬	交付金実施計画提出
	3月28日	8月上旬	採択事業の公表
	4月1日	8月下旬	交付決定

※第2回募集は日程未公表

3 地方創生拠点整備タイプ（旧地方創生拠点整備交付金分）

(1) 根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）交付要綱

(2) 趣旨

- ・デジタル田園都市国家構想による地方活性化を始め、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援
- ・これにより、所得や消費の拡大を促すとともに、「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与

(3) 事業概要

区分	内容
助成対象団体	地方公共団体
補助率	1 / 2（国 R4 補正予算：400 億円） （国 R5 当初予算：70 億円） ※ 交付額に上限は無いが、中枢中核都市は 10 億円/団体、市町村は 5 億円/団体が上限の目安とされている。
補助対象経費	□ 地方版総合戦略に基づく自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設の新築、増築及び改築等に要する経費 □ ソフト事業は効果促進事業として、全体事業費の 2 割までの範囲で実施可（交付対象事業費にデジタル技術の活用に必要な経費を含む場合は 3 割まで）
事業期間	(1) 補正予算分：1 カ年度以内 （基金を造成することで、最大 2 カ年度の実施も可能） (2) 当初予算分：原則 3 カ年以内（最長 5 年間）
留意事項	□ 原則として地方公共団体のほか、公共的団体等が整備する施設が対象

(4) スケジュール（令和 5 年度参考）

区分	第 1 回募集	第 2 回募集	内容
・交付金事業 ・基金事業	1 月 25 日	6 月上旬	交付金施設整備計画申請
	3 月 9 日	8 月上旬	採択事業の公表
	3 月 30 日	8 月下旬	交付決定

※第 2 回募集は日程未公表

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

1 根拠法令等

地域再生法、租税特別措置法、地方税法

2 趣旨

- 地方公共団体が、民間資金を活用して地方創生事業を積極的に実施することで、地方創生の取組をさらに加速させる。
- 法人の地方公共団体への寄附を促すため、地域再生計画に記載された地方創生事業に寄附を行った法人の法人関係税の課税を優遇する（適用期限：令和6年度）。

3 事業概要

区分	内容
地域再生計画 認定申請主体	地方公共団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生計画に記載された事業（原則、地域再生計画の認定後に着手した事業が対象） □ 実施状況に関する客観的な指標（KPI）の設定、評価方法（PDCAサイクル）の整備により、効率的かつ効果的に実施される事業 □ 要件を満たせば、基金を活用した事業も対象

(1) 企業版ふるさと納税

区分	内容
法人関係税 の優遇効果	<ul style="list-style-type: none"> □ 法人住民税（+法人税）：寄付額の最大4割 □ 法人事業税：寄付額の2割 } 最大6割 ⇒ 通常寄附の「損金算入」による軽減効果とあわせ、最大9割の負担軽減 ※ 企業の主たる事務所又は事業所がある地方公共団体への寄附は対象外

(2) 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

専門的知識やノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進し、地方創生のより一層の充実・強化を図るため、令和2年度の税制改正にて新設された。

企業	<ul style="list-style-type: none"> □ 企業の人材を地方公共団体に派遣 □ 同年度に、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費を、当該地方公共団体に寄附
地方公共 団体	□ 企業から派遣された人材を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する職員として任用

4 その他

- 地域再生計画の認定申請は、原則、毎年度5月、9月、1月を目途に実施予定
- 寄附の見返りとして、経済的な利益を供与することは禁止されている。

注目！

ローカルスタートアップ支援制度

及びローカル 10,000 プロジェクト

1 根拠法令等

地域経済循環創造事業交付金交付要綱

2 趣旨

産学金官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」を活用する事業を含め、地域資源を活用した事業の立ち上げを各段階に応じて幅広く支援する。

3 事業概要

(1) 事業企画段階

区分	内容
対象	地方公共団体
対象経費	以下の経費について特別交付税措置 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の打合せに要する経費【会議費、旅費、謝金】 ・創業支援等事業計画の作成に要する経費【旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費】 ・創業塾の実施等、関係者の研修に要する経費【委託費、謝金、会議費】 ・案件募集に要する経費【委託費、企画運営費、広報費】

(2) 事業立ち上げ準備段階

区分	内容
対象	地方公共団体
対象経費	以下の経費について特別交付税措置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発掘、活用方法の分析に要する経費【委託費、旅費、会議費、謝金】 ・創業のためのビジネスモデル構築支援に係る経費（調査・シミュレーション）【調査費、委託費】 ・法人設立等に要する経費（定款、登記簿、社会保険・税務関係書類作成）【委託費、旅費】 ・オフィスの賃貸に要する経費【賃貸料、インキュベーション施設借入費】 ※事業開始後3年間上限

(3) 事業立ち上げ段階

① ローカル 10,000 プロジェクト

区分	内容
対象	地方公共団体
対象事業	下記のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等が初期投資を行う事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対し、交付金を交付する。 ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい

	<p>地域密着型の事業であること</p> <p>イ 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること</p> <p>ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること</p> <p>エ 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関等から受ける融資額が公費による交付額と同額以上であり、当該融資は無担保・無保証の融資であること</p>										
交付限度額	<p>融資額と公費による交付額の比率別に以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同額以上 1.5 倍未満：2,500 万円 ・1.5 倍以上 2 倍未満：3,500 万円 ・2 倍以上：5,000 万円 										
交付率	<p><原則></p> <p>公費による交付額の 1 / 2</p> <p><特例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 条件不利地域で財政力の弱い市町村(財政力指数 0.5 未満)</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外で、特に財政力の弱い市町村(財政力指数 0.25 未満)</td> <td>3 / 4</td> </tr> <tr> <td>ウ 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの</td> <td>10 / 10</td> </tr> <tr> <td>エ 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、地域金融機関等から ESG 投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの</td> <td>3 / 4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付率	ア 条件不利地域で財政力の弱い市町村(財政力指数 0.5 未満)	2 / 3	イ ア以外で、特に財政力の弱い市町村(財政力指数 0.25 未満)	3 / 4	ウ 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	10 / 10	エ 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、地域金融機関等から ESG 投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	3 / 4
区分	交付率										
ア 条件不利地域で財政力の弱い市町村(財政力指数 0.5 未満)	2 / 3										
イ ア以外で、特に財政力の弱い市町村(財政力指数 0.25 未満)	3 / 4										
ウ 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	10 / 10										
エ 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、地域金融機関等から ESG 投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	3 / 4										

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継

区分	内容
対象	地方公共団体
対象経費	地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、隊員が早期から起業等の準備に着手することができるよう、特別交付税措置

③ ふるさと起業家支援プロジェクト

区分	内容
対象	地方公共団体
対象経費	起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、特別交付税措置

(4) 事業立ち上げ後のフォローアップ段階

区分	内容
対象	地方公共団体
対象経費	<p>以下の経費について特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費 <p>【調査費、委託費、会議費、旅費、謝金】</p>

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）

1 根拠法令等

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱

2 趣旨

三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、受入自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、受入自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れが創出できるような取組に対し、総務省が特別交付税措置にて支援する。

3 事業概要

区分	内容
受入自治体の要件	(1) 三大都市圏外の市町村 (2) 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
対象者	三大都市圏に所在する企業等の社員 ※三大都市圏に本社機能を有する企業等については、派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない
活動期間	6月以上3年以内
支援内容 (特別交付税措置)	(1) 起業人の受入期間前に要する経費 上限額：年間500千円（措置率0.5）／団体 (2) 起業人の受入期間中に要する経費 上限額：年間5,600千円／人 (3) 起業人の発案・提案した事業に要する経費 上限額：年間500千円（措置率0.5）／人
留意事項	・派遣形態や派遣期間中の勤務条件等については、派遣元企業と受入自治体が合意した上で決定すること ・受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、実施前に都道府県を通じて総務省に連絡すること

構造改革特区

1 根拠法令等

構造改革特別区域法
構造改革特別区域基本方針

2 趣旨

構造改革特区は、実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させる制度。地方公共団体は、「構造改革特別区域基本方針」に定められた規制の特例措置のメニューを用いて、構造改革特区計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、計画に定めた区域内でその特例措置を活用できる。実施状況評価で特段問題ないとされた特例措置は、原則として全国展開される。

また、新たな規制改革のアイデアを持つ民間事業者、個人、地方公共団体は、国に対し、新たな特例措置の提案ができる（提案が採択されると、規制の特例措置のメニューに追加される）。

なお、構造改革特区は、地域再生制度と併せて活用することが可能。

3 事業概要

(1) 規制改革の提案募集

規制の特例措置を整備するための制度。新たな規制改革のアイデアを民間事業者、個人、地方公共団体から幅広く募集する。応募された提案は、実現を目指し、内閣官房が関係省庁と調整を行い、その調整結果を踏まえ、政府によって対応が決定される。

(2) 特区計画の認定申請

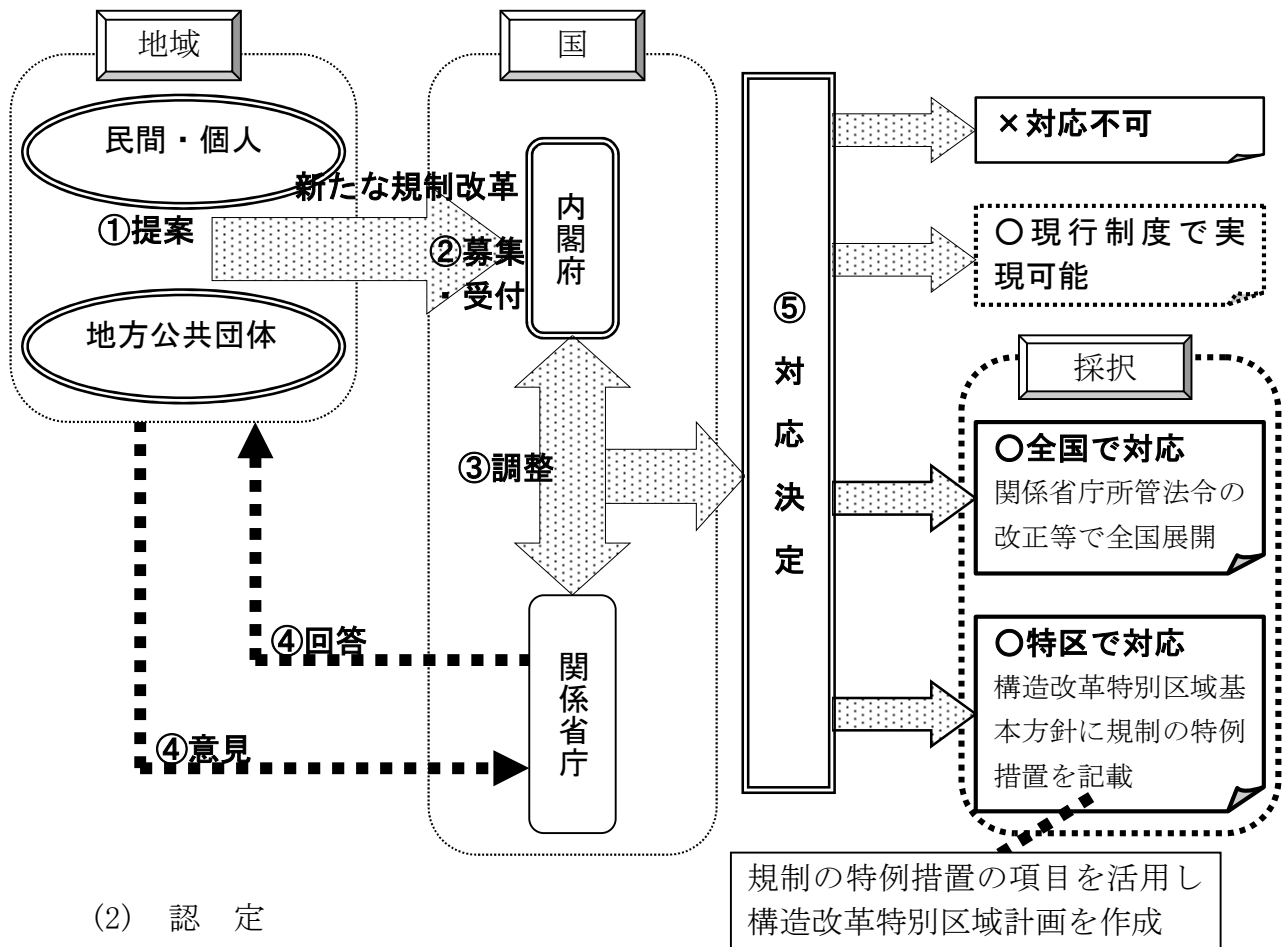
地方公共団体は、既存の規制の特例措置メニューの中から必要な措置を選定して構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、計画に定めた区域内でその特例措置を適用した特定事業の実施が可能となる。

(3) 特例措置の全国展開

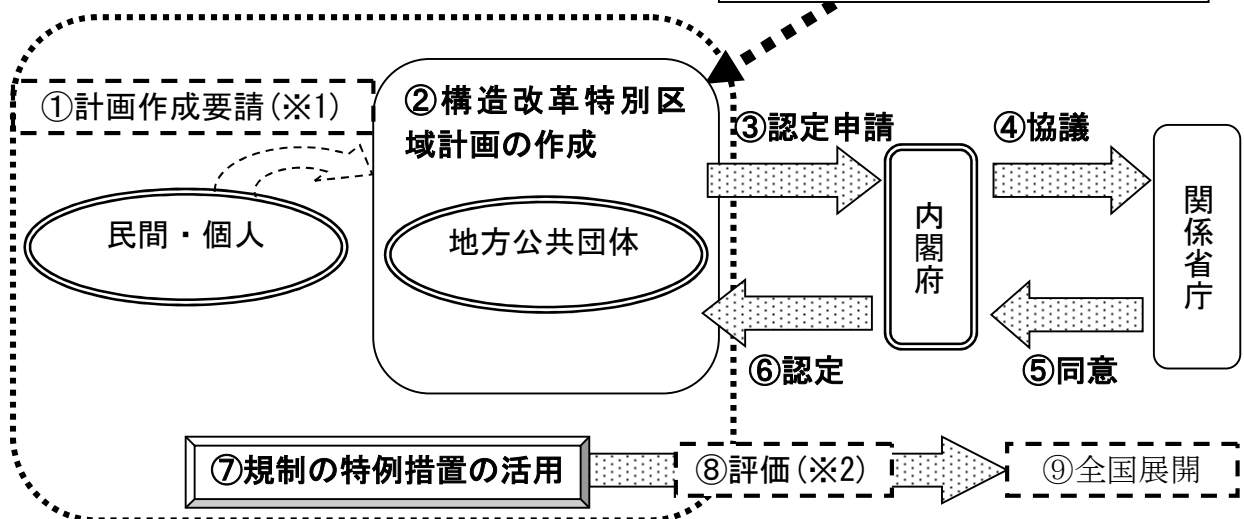
既存の規制の特例措置について、その実施状況を有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会が評価し、特段問題ないものについては全国レベルの規制改革に拡大（全国展開）される（全国展開された規制の特例措置を活用した特区計画は、認定取消しとなる）。なお、提案募集時の調整において、特段問題ないと結論付けられた規制改革提案については、特区対応をせず全国展開される場合もある。

4 構造改革特区の制度イメージ

(1) 提案



(2) 認定



- ※ 1 民間事業者等は、地方公共団体に特区計画の作成を申し入れることができる。
- ※ 2 有識者からなる構造改革特別区推進本部評価・調査委員会の評価を経て、特段問題のないものは、原則として全国展開される。

5 本県の認定状況

申請団体	特区の名称	認定	計画の概要	全国展開等による認定取消
熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	H22. 3. 23 (第 22 回認定)	<p>熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。</p> <p>また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。</p> <p>さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。</p>	H22. 6. 1 (一部全国展開)
裾野市	富士山すその湧水どぶろく・リキュール特区	H22. 3. 23 (第 22 回認定)	<p>裾野市の農業は高齢化などによる担い手不足に伴い年々遊休農地が増加するなど農地の荒廃が進み、観光も滞在する観光客が少なく、交流人口も限られている。このため、豊富な特産品を原料とした「どぶろく」や「リキュール」を観光や産業の中心となる新たな特産品として周知し、地域の魅力を高め、交流人口を拡大することで農業振興と観光振興による地域の活性化を図る。</p>	
磐田市	安心・安全の給食特区	H23. 3. 25 (第 25 回認定) H26. 3. 30 (変更認定)	<p>竜洋地区にある市立保育園3園のうち、竜洋東保育園、竜洋北保育園は給食調理業務を民間委託している。竜洋西保育園の3歳未満児の給食も同業者に委託し、竜洋東保育園で調理し搬入する外部搬入方式とし、食材の一括調理、集中管理することで、経費節減や調理室の改修工事費の削減ができる。また、市内で生産された食材を積極的に使用し、地産地消、食育の推進を図る。</p>	R4. 10. 5 (当該園閉園のため認定取消)

申請団体	特区の名称	認定	計画の概要	全国展開等による認定取消
浜松市	伝承の里 みさくぼ どぶろく 特区	H28. 11. 29 (第 41 回 認定)	<p>水窪町地域は、観光施設・行事等に年間 8 万人の観光客が訪れているが、そのほとんどが日帰りの観光客であり、通過型観光からの脱却が課題となっている。そこで、自然景観や歴史文化など地域資源を生かし滞在型観光へと転換を図る必要がある。</p> <p>特例措置により、米のみならず粟・稗等の雑穀を活用した「どぶろく」の製造・提供をきっかけに観光客が増え、都市と農村交流が拡大することで地域の活性化を図る。</p>	
三島市	箱根西麓 ・三島焼 酎特区	H29. 12. 26 (第 43 回 認定)	<p>三島市では、富士山の湧き水や箱根西麓三島野菜等の全国に誇る地域資源を活用した特産品の開発を推進しており、オリジナル焼酎に関しても、これまで市外の酒造会社への委託により開発・製造を行ってきた。</p> <p>伊豆地域における 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会自転車競技開催の機会を生かしつつ、特例措置を活用し、原料生産から製造・販売まで一貫して地元で行う、より郷土色のある「地焼酎」を新たに開発することにより、本市の魅力向上・内外への発信を促進し、大会開催時期の来訪者増大をはじめ、大会後における継続的な観光交流人口の増加を図る。</p>	
御殿場市	六次産業 化を核と した観光 特区	H29. 12. 26 (第 43 回 認定)	<p>御殿場市は、富士山と箱根山を背景とし国内有数の観光や商業施設が立地する観光都市である一方、農業は停滞しており、農家世帯数は減少傾向にある。そのため、地域農業のブランド化などにより農作物に付加価値をつけ、儲かる農業を目指す必要がある。</p> <p>富士山の豊かな自然が育んだ良質な米と湧き水を原料とした濁酒の製造を地域の新たなコンテンツとし、農業者の第二次産業・第三次産業への参入を支援し、六次産業化の取組の推進、また農業と観光といった新たな異業種連携体制を構築、地域産業全体の振興と関係者の所得向上を目指す。</p>	

申請団体	特区の名称	認定	計画の概要	全国展開等による認定取消
富士宮市	富士宮市果実酒リキュール特区	H31. 3. 20 (第 47 回認定)	<p>富士宮市の農家戸数は、平成 2 年から比較して半数以下に減少している。さらに、高齢化が進行しているため、今後、さらに担い手が不足することが懸念されている。</p> <p>本特例措置の活用により、柿やキウイフルーツをはじめとした、市内の各地域の特色を生かした特産品を原料とした酒類を製造するにあたり、小規模な事業者も酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>したがって、事業の新規参入や規模拡大を促し、地域の知名度の向上、荒廃農地の発生抑制、農村の景観維持を図り、新たな担い手の育成につなげる。</p>	
掛川市	掛川市緑茶リキュール特区	R3. 7. 20 (第 54 回認定)	<p>掛川市は、全国有数の生産量と、全国茶品評会「深蒸し煎茶の部」で産地賞を最多受賞するなど品質の高さを誇る緑茶の産地であるが、急須で淹れる高価格帯のリーフ茶から安価な原料で製造されるドリンク茶へと消費形態が変化したことにより、荒茶の取引価格は低迷し、生産農家の経営は厳しい状況にある。</p> <p>このため、多様化する消費形態に対応する商品として、緑茶を使用したリキュール酒を製造することで、新たな付加価値を創出し、消費拡大と、地域及び茶業界の活性化を図る。</p>	

人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業

((公財) 地域社会振興財団)

1 根拠法令等

地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程

2 趣旨

(公財)地域社会振興財団は、栃木県から交付される宝くじ交付金を財源として、高齢社会対策大綱、少子化社会対策大綱、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの実現に資するために行う事業に対し、交付金を交付することにより、地域社会の振興に寄与する

3 事業概要

区分	内容
交付対象団体	県、市町
交付対象事業	<p>県及び市町が高齢社会対策大綱等の実現に資するために行う単独事業で、以下の事業区分に該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用・就業対策事業 (2) 健康づくり推進事業 (3) 介護保険制度等充実支援事業 (4) 医療対策事業 (5) 福祉対策事業 (6) 学習・社会参加活動促進事業 (7) 住宅・生活環境事業 (8) 市場活性化・研究開発推進のための事業 (9) 少子化対策事業 (10) 地方移住・関係人口創出事業 (11) その他 <p>※国、地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象外</p>
交付対象経費	<p>消耗品費・印刷製本費・旅費・謝金等 委託費・備品費は条件付対象</p>
交付金額	定額 (参考：R5 1 団体 300 万円程度)

※令和4年度まで(一財)地域活性化センターで取りまとめていた地域イベント助成事業及び公共スポーツ施設等活性化助成事業は、令和5年度から(公財)地域社会振興財団に移管され、上記に記載の交付対象事業で活用可能

4 年間スケジュール

前年度		事業年度	
12月～1月	募集	12月	交付決定
3月	採択・内示	3月	実績報告書等の提出・交付

第4 移住・定住に向けた支援

地域おこし協力隊

1 根拠法令等

地域おこし協力隊推進要綱

2 趣旨

地方公共団体が、都市地域から過疎地域等の条件不利地域への移住者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を通して、隊員のその地域への定住・定着を図る。

3 事業概要

区分	内容		
実施主体	地方公共団体		
活動期間	概ね1年以上3年以下（※1）		
支援内容	特別交付税措置	上限額	対象経費
		年間3,000千円/地方自治体	隊員の募集等に要する経費
		年間4,800千円/隊員	隊員の活動に要する経費（※2）
		年間2,000千円/地方自治体（市町村）	隊員の日々のサポートに要する経費
		年間1,000千円/隊員	隊員等の起業または事業承継に要する経費（※3）
		年間1,000千円/地方自治体	2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムに要する経費
		年間1,000千円/地方自治体	地域おこし協力隊インターンのプログラム作成に要する経費
		1人1日あたり12千円	地域おこし協力隊インターン参加者の活動に要する経費
		措置率0.5	隊員としての任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費
	普通交付税措置	都道府県が実施する以下の取組に要する経費について、普通交付税により財政支援 (1) 地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費 (2) 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費	
活動支援	【地域おこし協力隊サポートデスク】 専門の相談員による隊員の活動や、自治体のサポート体制を支援		
起業支援	【ビジネスサポート事業】 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。		

- ※1 新型コロナウイルス感染症の影響により活動に大きな制約を受けた隊員（令和元年度から3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超える地域協力活動を希望し、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認める。
- ※2 ①報償費等以外の活動に要する経費2,000千円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）
②報償費等2,800千円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大3,300千円まで支給可能。その場合、報償費等以外の活動に要する経費の上限は1,500千円）
- ※3 任期2年目から任期終了後1年以内に起業する者または事業承継者

地域プロジェクトマネージャー

1 根拠法令等

地域プロジェクトマネージャー推進要綱

2 趣旨

地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーを任用し、着実に成果をあげていくことができるよう、総務省が特別交付税措置にて支援する。

3 事業概要

区分	内容
実施主体	地方公共団体
重要プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に資するプロジェクトとして市町村が主体的に、かつ、地方創生の実現に向けた事業の柱として実施するもの ・また、団体として推進の意思決定が行われるとともに住民等への周知が行われているものであること
対象者	<p>以下のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員として任用され、重要プロジェクトの推進に現場責任者の立場で従事する者であること ・任用に当たっては委嘱状の交付等による委嘱を行うとともに、対象者及び従事するプロジェクトの内容を広報誌等で公表するものであること ・生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること <p>※プロジェクトを実施する市町村において過去に「地域おこし協力隊員」、「地域おこし企業人」又は「地域活性化起業人」として活動した経験がある、またはプロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に「地域プロジェクトマネージャー」として活動した経験があり、かつ、任用時に当該市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者はこの限りでない。</p>
活動期間	おおむね1年以上3年以内
支援内容 (特別交付税措置)	<p>地域プロジェクトマネージャーの報償費等 上限額 年間6,500千円(措置率1.0) /人 ※1市町あたり2名まで</p>
留意事項	受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、任用前に都道府県を通じて総務省に連絡すること

集落支援員制度

1 根拠法令等

過疎地域等における集落対策の推進要綱

2 趣旨

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する場合に、総務省が特別交付税措置にて支援する。

3 制度の概要

区分	内容
実施主体	地方公共団体
事業概要	集落対策（集落点検の実施、集落のあり方に関する話し合いの促進、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策）に従事する「集落支援員」を設置
支援内容	<対象経費> 集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施等に要する経費 <上限額> 支援員一人あたり 4,450 千円を上限に特別交付税措置 ※自治会長等が集落支援員を兼務する場合には、400 千円を上限とする。

特定地域づくり事業協同組合制度

1 根拠法令等

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
 特定地域づくり事業推進交付金交付要綱

2 趣旨

組合員の短期の仕事を複数組み合わせることで通年の仕事を創出し、組合で雇用した地域づくり人材を事業者に派遣することで地域の担い手を確保する。

3 制度概要

区分	内容
対象地域	地域人口の急減に直面している地域 (過疎法に基づく過疎地域、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域、近年の人口の動向など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、県知事が適切と認める地域等)
対象団体	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
対象事業	①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業 (マルチワーカーの労働者派遣事業、無料職業紹介事業等) ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍のための事業の企画・実施 (移住支援事業等)
認定手続	事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定 (10年更新制)
特例措置	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 (無期雇用職員に限る) を許可ではなく、届出で実施することが可能
財政支援	組合運営費の1/2を財政支援 (国1/2、市町村1/2)、(市町村負担1/2を特別交付税措置)

移住・定住・交流推進支援事業

((一財) 地域活性化センター関連事業)

1 根拠法令等

令和5年度 移住・定住・交流推進支援事業実施要綱

2 趣旨

(一財) 地域活性化センターは、(一財) 全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や交流人口の増加につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町又は地域団体等が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流推進事業を支援する。

3 事業概要

区分	内容
助成対象団体	市町(政令指定都市を除く)、広域連合、一部事務組合、協議会
助成対象事業	都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、下記の基準に適合するもの ア 助成対象団体もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること(計画策定のみに係る事業は対象外) イ 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるもの ウ 他の国の補助金の交付を受けていないこと
助成額等	助成対象経費の100%以下で、2,000千円を上限とする。

4 年間スケジュール

前年度		事業年度		翌年度	
12月下旬	募集通知	2月下旬	実績報告書等提出	4月上旬	助成金の交付
2月上旬	申請書提出	3月下旬	交付確定		
3月下旬	交付決定				

第5 地域団体などへの活動支援

コミュニティ活動集団育成事業
(静岡県コミュニティづくり推進協議会)

1 根拠法令等

コミュニティ活動集団育成事業要領

2 趣旨

人々が協力し合って住みよい地域をつくるために活動する集団を「コミュニティ活動集団」として指定し、活動に必要な経費の一部を助成することによって、地域の先導的役割を担う活動集団の育成支援を行う。

3 事業概要

区分	内容
指定の期間	毎年度4月から、翌年度3月までの2年間
活動対象地域の範囲	原則として中学校区の範囲を越えない区域 ※地域を基盤とする集団であればこの限りではない
活動経費の助成	活動経費として1集団あたり、初年度70千円、翌年度30千円を助成
静岡県コミュニティづくり推進協議会の支援	(1) 専門委員による現地訪問と指導助言 (指定初年度に実施) (2) 他の集団との意見交換会などの開催 (3) 情報及び資料の提供 (4) 講師・助言者の斡旋

4 申込方法

原則として本会の構成団体、又は県（地域振興課）若しくは市町の推薦を経て申し込み

- (1) 提出書類：実施申込書……様式第1号-①
 実施計画書……様式第1号-②
- (2) 申込期限（例年）：6月中旬

ボランティア育成・活動推進助成

(社会福祉法人静岡県社会福祉協議会ふれあい基金事業)

1 根拠法令等

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金設置要綱

2 趣旨

静岡県内で活動しているボランティアグループ・NPO 法人等に助成します。

3 事業概要

事業名	概要
地域福祉・ボランティア活動等推進助成事業	① 活動推進助成 地域福祉・ボランティア活動、子育て支援活動等に関する事業に助成 ＊書類選考により決定 <助成額> 1 グループ 200 千円以内
	② 先駆的（モデル的）活動助成 制度の狭間にある福祉（生活）課題の解決に向けた事業で、事業計画が具体的で一定の成果が期待できる先駆的（モデル的）事業に助成 ＊書類選考後、プレゼンテーションにより決定 <助成額> 1 グループ 500 千円以内
セルフヘルプグループ活動支援事業	高齢者や障がい者等が中心となるグループ（団体）で、自立・自助活動を通じて、地域福祉・在宅福祉の向上に向けて取り組む活動に助成 ＊市町社会福祉協議会等の推薦が必要 ＊書類選考により決定 <助成額> 1 グループ 200 千円以内
しずおかの居場所助成事業	静岡県内において居場所（こども食堂含む）の開設又は活動のブラッシュアップ（対象者を広げる等）を行う事業に助成 ＊書類選考により決定 <助成額> 1 グループ 150 千円以内

4 応募先・問合せ

静岡県社会福祉協議会のホームページ <http://www.shizuoka-wel.jp/> から各助成事業の要領・申込書をダウンロードし、内容をご確認後、必要事項ご記入の上、下記事務局へ郵送してください。

※提出期限（例年）：5月上旬

[事務局]

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課

Tel : 054-254-5224 Fax : 054-251-7508

第6 ICTを活用した地域活性化

(総務省)無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)

(知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 根拠法令等

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

https://www.soumu.go.jp/main_content/000332095.pdf

高度無線環境整備推進事業

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

※総務省ウェブサイト

2 事業概要

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助。

【総務省：令和5年度当初予算 4,196百万円】

事業主体	地方公共団体 (直接補助)		第三セクター・民間事業者 (間接補助)	
対象地域	離島	離島以外条件不利地域	離島	離島以外条件不利地域
補助率	2/3	1/2 ^{※1}	1/2	1/3
補助対象	○無線 (5G、LTE、LPWA、Wi-Fi、地域BWA等) の前提となる伝送専用線設備等 ○市町村又は第三セクター法人が総務省所管の事業を活用して整備した伝送専用線設備等であって、激甚災害 ^{※2} により被災したものの復旧に係る経費			
その他	整備費の地方負担分には過疎債、辺地債及び合併特例債等が充当可能			

※1：財政力指数0.5以上の地方公共団体は1/3

※2：激甚災害に対処するための特別の財産援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により激甚災害として指定された災害等

3 スケジュール (令和5年度：参考)

日程	内容
令和5年1月16日	公募開始
2月3日12:00 (必着)	締切
4月以降	交付決定等

4 担当窓口

総務省 総合通信基盤局 事業政策課 ブロードバンド整備推進室

03-5253-5866

koudo@soumu.go.jp

(総務省)無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)

(知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 根拠法令等

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

https://www.soumu.go.jp/main_content/000332095.pdf

携帯電話等エリア整備事業

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/>

※総務省ウェブサイト

2 趣旨

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設（LTE以降の無線設備等）を整備する場合に、その費用の一部を補助。

【総務省：令和5年度当初予算 1,798百万円】

3 事業概要

(1) 事業主体 地方公共団体、無線通信事業者等

(2) 補助率

事業名	事業主体	補助率						
基地局施設 整備事業	地方公共団体/ 無線通信事業者	事業主体：地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村^{※1} 3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村^{※1} 1/5</td> </tr> </table> ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 ^{※1} 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 ^{※1} 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 ^{※1} 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 ^{※1} 1/5						
高度化施設 整備事業	/インフラシェアリング事 業者	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者等 1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者等 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者等 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							
伝送路施設 運用事業	無線通信事業 者/インフラシェアリン グ事業者	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者等 1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者等 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者等 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							
伝送路施設 設置事業	地方公共 団体	<table border="1"> <tr> <td>国 2/3^{※3}</td> <td>離島市町村 1/3</td> </tr> </table> ※3：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、 道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 2/3 ^{※3}	離島市町村 1/3				
国 2/3 ^{※3}	離島市町村 1/3							

(3) 対象地域

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）

(4) 補助対象

基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設の運用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）、高度化施設（LTE以降の無線設備等）、伝送路施設の設置（光ファイバ等）

(5) 担当窓口

総務省 総合通信基盤局 移動通信課 03-5253-5894

4 スケジュール

令和5年度は未定

※例年6月頃に翌年度の要望調査締め切り（県取りまとめ→東海総合通信局提出）

(総務省) 地域デジタル基盤活用推進事業

(知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 根拠法令等

情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

https://www.soumu.go.jp/main_content/000860837.pdf

地域デジタル基盤活用推進事業

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

※総務省ウェブサイト

2 事業概要

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援

【総務省：令和4年度第2次補正予算 2,000百万円】

【 令和5年度当初予算 140百万円】

(1) 計画策定支援：導入計画策定のコンサルティング支援

デジタル技術を活用した地域課題解決のための導入・運用計画策定、推進体制の構築等を専門人材が支援

(2) 実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化支援

新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi 6E、Wi-Fi 6Eなど）を活用して、地域課題の解決を図るソリューションアイデアの実用化に向けた社会実証を支援

(3) 補助事業：地域の通信インフラの整備補助

通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援

3 スケジュール（令和5年度）

日程	計画策定支援	実証事業	補助事業
令和5年3月	1次公募（～3/24） 支援先決定（3月末）	公募開始（3/31）	公募開始（3/31）
4月	支援開始		
5月	2次公募（予定）	締切（5/10）	締切（5/10）
6月	支援先決定（予定）	交付決定（下旬）	交付決定（下旬）
7月	支援開始（予定）	事業開始	事業開始

4 担当窓口

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

03-5253-5758

digital-kiban@ml.soumu.go.jp

◎静岡県 ICT エキスパート派遣事業

(知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 根拠法令等

静岡県 ICT エキスパート派遣事業実施要綱

静岡県 ICT エキスパート派遣事業実施要領

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/degital/1044027/1041983.html>

2 趣旨

静岡県 ICT エキスパート派遣事業では、市町、市町教育委員会、NPO等（以下「団体等」）が行う情報通信技術・データ（以下「ICT等」）を利活用する取組に対し、ICT等及びその利活用に係る知識及び経験が豊富な人材（以下「ICTエキスパート」）を派遣し、専門的なコーディネート、アドバイス等を行う。

【静岡県：令和5年度当初予算 2,068千円】

- 補足
- ・各団体等における1年度当たりの派遣上限は、原則5回
 - ・参加者が取組を実施する市町の職員のみの場合、派遣対象外

3 事業概要

(1) 派遣に係る事務手続

項目	書類の流れ	備考
① 実施計画書の提出依頼	県→団体等	
② 実施計画書の提出	団体等→県	
③ 派遣申請書の提出依頼	県→団体等	
④ 派遣申請書の提出	団体等→県	実施日の14日前までに提出
⑤ 派遣決定通知	県→団体等 県→ICTエキスパート	
⑥ 必要書類の提出	ICTエキスパート→県	
⑦ 取組の実施	—	
⑧ 実績報告書の提出	団体等→県	取組実施後15日以内又は翌月5日のいずれか早い方までに提出
⑨ 実施報告書の提出	ICTエキスパート→県	
⑩ 報償・旅費の支払い	県→ICTエキスパート	

(2) その他

- ・派遣申請書は、ICTエキスパートと取組内容等を調整した上で提出すること。
- ・提出した実施計画書及び派遣申請書の内容から変更があった場合は、速やかに県へ報告すること。

4 スケジュール（令和5年度）

日程	内容
5月31日	第1回募集締切（実施計画書提出）
計画書提出後随時	派遣申請書の提出依頼（県→団体等）
申請書提出後随時	団体等における取組の実施
6月下旬（予定）	第2回募集開始（～8月末締切予定）

※以降、予算執行状況により追加募集を行う場合あり。

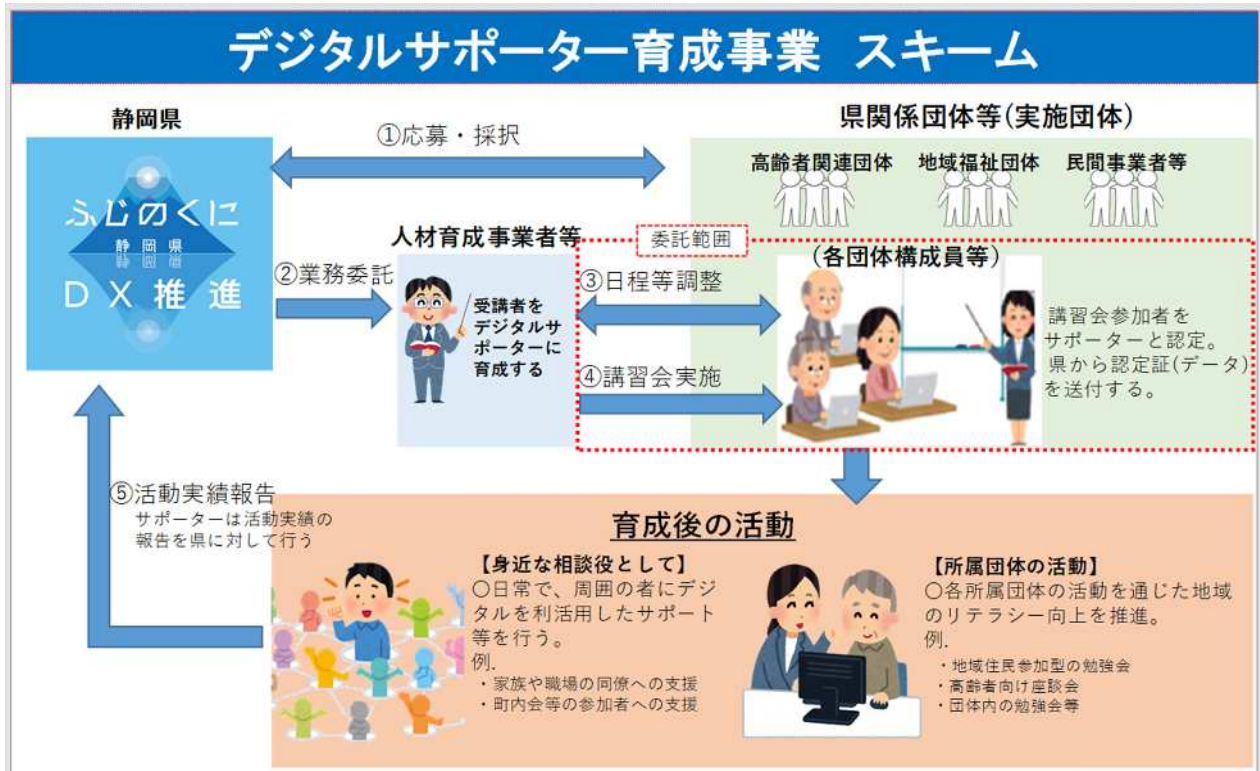
静岡県ふじのくにデジタルサポーター育成事業

(知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 趣旨

デジタル機器に不慣れな人を取り残さないデジタルデバインド対策として、県所管団体の構成員等を対象に講習会を開催し、スマートフォンに関する基礎的な知識や機器の使い方等の習得を通じて、地域の中の身近な相談役（ふじのくにデジタルサポーター）として活躍できる人材を育成する。

【静岡県：令和5年度当初予算 11,150千円】



2 事業概要

区分	内容
講習会開催	<ul style="list-style-type: none"> 基本講座(各種基本操作、LINE等の初心者に対する教え方) 応用講座(サポーター活動に役立つアプリ紹介・接遇等・実践内容)
教材作成 (テキスト・動画)	<ul style="list-style-type: none"> 講習会で使用するテキストを作成(市町へも配布) 配信コンテンツとして、動画教材を作成し受講者に配信
サポーター支援 (ヘルプデスク)	<ul style="list-style-type: none"> 受講内容に関する問合せをLINE、メールで受付

3 ふじのくにデジタルサポーターについて

活動内容	<p>【所属団体での活動】 各所属団体の活動を通じた地域のリテラシー向上を推進 例：地域住民参加型の勉強会、高齢者向け座談会等</p> <p>【地域の身近な相談役としての活動】 日常で、周囲の者にデジタルを利活用したサポート等を行う 例：家族、同僚、町内会参加者等への支援</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所属団体は、サポーターの活動実績を県へ報告 ・受講者全員に認定証を電子データで配布

4 スケジュール（予定）



※6月9日現在、受講団体の追加募集を行っています。
先着順に審査の上、定員に達し次第締め切らせていただきます。